

第102回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時
(開場午前9時)

場所

東京都中央区八丁堀四丁目7番1号
当社本店 4階会議室

※末尾のご案内図をご参照ください。
(受付は4階でございます)

決議事項

«会社提案（第1号議案から第2号議案まで）»

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

«株主提案（第3号議案から第8号議案まで）»

第3号議案 定款一部変更(剩余金の配当等)の件

第4号議案 剰余金の処分の件

第5号議案 定款一部変更(PBR1倍以上を目指す計画の策定・開示)の件

第6号議案 定款一部変更(不動産の賃貸及び管理業務の削除)の件

第7号議案 取締役5名選任の件

第8号議案 取締役の報酬減額の件

※株主総会ご出席株主さまへのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

株主のみなさまへ	1
第102回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	6
株主総会参考書類	8
〈ご参考〉スキル・マトリックス他	34
事業報告	38
連結計算書類等	64
計算書類等	68
〈ご参考〉株主のみなさまと東洋証券	75

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時まで

▶ 詳細は6～7頁をご参照ください。

株主のみなさまへ

これからもみなさまから選ばれる証券会社として



取締役社長 桑原理哲

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新たに株主となられたみなさまには、心よりお礼申し上げますとともに、末永くご支援のほどお願い申し上げます。

当社第102回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、第99期よりスタートした第六次中期経営計画「もっとずっと… ともに TO YOU」において、「お客さまの大切な資産をお預かりし、守り、育てることが私たちの社会的使命である」と位置づけました。

そして昨年10月、個人投資家向け少額投資非課税制度「NISA」の恒久化・無期限化など、ポジティブな環境変化を考慮し、中期経営計画を一部改訂することといたしました。その達成を通じて、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、これからもお客さまの最善の利益を追求する資産運用のプロフェッショナルとして、世代を超えて選ばれる証券会社を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともご支援ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

2024年5月

もっと ずっと... ともに TO YOU

お客さまロイヤルティを追求した
営業スタイル改革により、
これまで以上に「お客さま本位」
の経営で顧客基盤を拡充し、
持続的な成長モデルへの進化を
目指します。

- 「もっと」 これまで以上にお客さまから信頼され、「もっと」頼りにされる存在に
- 「ずっと」 次世代までも末永く
- 「ともに」 お客さま、ご家族さま、地域の方々と「ともに」歩む存在に

当社グループは、「信頼」、「付加価値」、「得意分野」の経営理念のもと、
コンプライアンスおよびリスク管理を
すべての施策の最重要課題の1つと位置付けつつ、
中核事業である金融商品取引業を通じて、質の高い金融サービスを展開し、
お客さまの満足度を高めるとともに、
社会に貢献してまいりたいと考えております。

信頼

付加
価値

得意
分野

証券コード 8614
(電子提供措置開始日) 2024年5月23日
(発送日) 2024年5月31日

株主各位

東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

東洋証券株式会社

取締役社長 桑原理哲

第102回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.toyo-sec.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトにアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「東洋証券」、または「コード」に当社証券コード「8614」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時の行使期限までに到着するようご返送ください。書面（郵送）による議決権行使に際しましては、6頁の「議決権行使書用紙のご記入方法のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、7頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時 **2024年6月26日（水曜日）午前10時** (受付開始：午前9時)

2 場 所 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

当社本店 4階会議室 (受付は4階でございます) ※末尾のご案内図をご参照ください。

3 目的事項 報告事項 1. 第102期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第102期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 **《会社提案》**

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

《株主提案》

第3号議案 定款一部変更（剰余金の配当等）の件

第4号議案 剰余金の処分の件

第5号議案 定款一部変更（PBR1倍以上を目指す計画の策定・開示）の件

第6号議案 定款一部変更（不動産の賃貸及び管理業務の削除）の件

第7号議案 取締役5名選任の件

第8号議案 取締役の報酬減額の件

第1号議案、第2号議案は《会社提案》議案です。

第3号議案から第8号議案は《株主提案》議案です。

当社取締役会は第3号議案から第8号議案に**反対**しております。

当社取締役会の意見にご賛同いただける株主さまにおかれましては、

株主提案に**「反対」**の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は会社提案には「賛」、株主提案には「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 当社定款第20条において、当社の取締役の員数は、9名以内と定めております。
他方、会社提案（第1号議案）では取締役8名の選任を、株主提案（第7号議案）では取締役5名の選任を提案しており、両議案の全ての候補者（合計13名）が選任されると、当社の定款に定める取締役の定員枠を超えることとなります。
そのため、原則として、書面または電磁的方法（インターネット）によるものを含め、過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が9名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い候補者から順に9名を上限として選任するものといたします。
なお、第1号議案と第7号議案の両議案について、賛成の議決権を行使できる候補者の上限を9名にするとの取り扱いはいたしません。
- (3) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主さま1名に限られますので、代理人がご出席される場合は、代理権を証する書面（委任状、本人の議決権行使書用紙）のほか、代理人ご自身の議決権行使書用紙のご提出が必要となります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主さまへご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①連結株主資本等変動計算書
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③株主資本等変動計算書
 - ④計算書類の個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、3頁のインターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイトにその旨と修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- お身体が不自由なまたは障害のある株主さまへ
 - ・車椅子のサポート、座席への誘導等が必要な場合には事前にご連絡をお願い申し上げます。
 - ・車椅子の方がご利用いただけるお手洗いがございませんので、事前にお済ませのうえお越しください。

※当社ウェブサイト：<https://www.toyo-sec.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

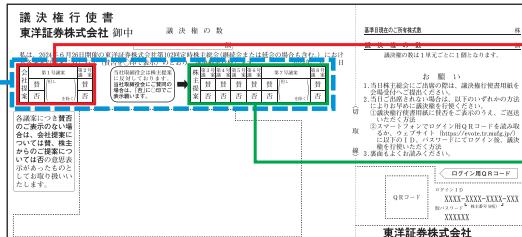
8頁から33頁までに記載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法にて議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合	書面（郵送）で議決権を行使される場合	インターネットで議決権を行使される場合
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。	同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。	次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。
日 時	行使期限	行使期限
2024年6月26日（水曜日） 午前10時（開場：午前9時）	2024年6月25日（火曜日） 午後5時到着分まで	2024年6月25日（火曜日） 午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

本定時株主総会においては、株主様1名により株主提案が行われており、
(第3号議案から第8号議案まで) 当社取締役会は、これに反対しております。



第1号議案から第2号議案について
は、会社提案です。

第3号議案から第8号議案は株主さまからのご提案です。当社取締役会としては反対しております。
詳細は招集通知の15~33頁をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

★【会社提案】のすべてに賛成し、
【株主提案】のすべてに反対する場合

会社提案	第1号議案		第2号議案		株主提案	第3号議案		第4号議案		第5号議案		第6号議案		第7号議案		第8号議案		
	賛	但し	賛	但し		賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	但し	賛	否	
				を除く														

★【会社提案】のすべてに反対し、
【株主提案】のすべてに賛成する場合

会社提案	第1号議案		第2号議案		株主提案	第3号議案		第4号議案		第5号議案		第6号議案		第7号議案		第8号議案		
	賛	但し	賛	但し		賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	但し	賛	否	
				を除く														

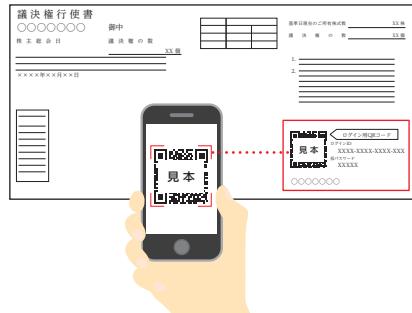
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

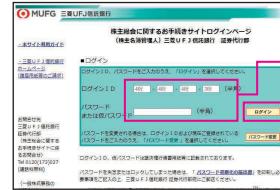
機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

会社提案

第1号議案

取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名			現在の当社における地位・担当	取締役会の出席状況(2023年度)
1	再任	くわはら 桑原	よし あき 理哲	代表取締役社長兼社長執行役員 監査部担当	100% (21回/21回)
2	再任	さくらい 櫻井	あゆむ 歩	取締役兼常務執行役員 営業本部長兼情報本部・ 法人本部・営業企画部・ ウェルスマネジメント部管掌	100% (21回/21回)
3	再任	えんじょうじ 圓城寺	みつぐ 貢	取締役兼上席執行役員 総務部担当兼内部管理本部・ アジア戦略管掌	100% (21回/21回)
4	再任	まつもと 松本	まこと 誠	取締役兼上席執行役員 人事研修部担当兼カスタマーセンター担当兼ビジネス・ソリューション部担当	100% (16回/16回)
5	新任	おがわ 小川	のりひろ 憲洋	執行役員 営業企画部担当	—
6	再任	たなか 田中	ひでかず 秀和	社外取締役 独立役員	100% (21回/21回)
7	再任	さとう 佐藤	よしお 義雄	社外取締役 独立役員	95.2% (20回/21回)
8	再任	いしだ 石田	えみ 恵美	社外取締役 独立役員	100% (21回/21回)

注：松本誠氏の出席状況については、2023年6月28日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

1 桑原

くわ はら
よし あき
理哲

男性

1961年5月9日生 (満63歳)

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 当社入社
2000年7月 当社浜田支店長
2007年4月 当社執行役員営業企画部長
2010年6月 当社取締役経営企画部長
2011年5月 当社取締役営業本部長

2012年4月 当社常務取締役営業本部長
2014年6月 当社常務取締役営業本部長兼
法人本部・営業企画部管掌
2017年4月 当社代表取締役社長
2019年4月 当社代表取締役社長兼
社長執行役員監査部担当 (現任)



特別の利害関係

桑原理哲氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

桑原理哲氏は、営業部門での幅広い経験を有するほか、企画部門の担当役員や内部管理本部長等を歴任。取締役社長に就任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と能力、実績から取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。

取締役在任年数
14年 (本株主総会終結時)

取締役会への出席状況
100% (21回/21回)

所有する当社株式の数
38,700株

注: 桑原理哲氏の「桑」は、戸籍上の文字は「栄」（「十」3つの下に「木」）であります。

2 櫻井

さくら い
歩

あゆむ
男性

1963年8月9日生 (満60歳)

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年4月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社
2002年3月 同社保険ビジネス部長
2006年5月 コーディアル・コミュニケーションズ株式会社取締役社長
2016年3月 日興証券株式会社執行役員
2018年1月 当社顧問
2018年4月 当社常務執行役員

2019年4月 当社上席執行役員
2019年6月 当社取締役兼上席執行役員
2020年4月 当社取締役兼常務執行役員
2023年6月 当社取締役兼常務執行役員
営業本部長兼情報本部・
法人本部・営業企画部・ウェルスマネジメント部管掌 (現任)



特別の利害関係

櫻井歩氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

櫻井歩氏は、金融機関の投資信託関連業務等での長年の豊富な経験と知識を有し、当社の営業部門や情報部門の担当役員を歴任し、コンプライアンス遵守、お客さま本位の経営体制の確立に向け、全社最適の視点で具体的な方針を策定し遂行してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。

取締役在任年数
5年 (本株主総会終結時)

取締役会への出席状況
100% (21回/21回)

所有する当社株式の数
13,100株

3 圓城寺 貢

みつぐ 男性

1963年9月28日生（満60歳）

再任



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年4月	日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社	2017年6月	同社常務取締役兼常務執行役員 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社常務取締役兼常務執行役員
2004年11月	同社証券仲介ビジネス業務部長		静銀ティーエム証券株式会社 社外監査役
2007年2月	株式会社日興コーディアルグループ財務部長		カブドットコム証券株式会社 社外取締役
2009年2月	三菱UFJ証券株式会社入社	2019年6月	MUSビジネスサービス株式会社 代表取締役社長
2010年4月	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社財務企画部長	2022年4月	同社取締役
2011年4月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社財務企画部長	2022年6月	当社取締役兼上席執行役員 総務部担当兼内部管理本部・ アジア戦略管掌（現任）
2014年6月	同社執行役員経営企画部長		
2016年6月	同社執行役員コンプライアンス統括部長		

特別の利害関係

圓城寺貢氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

4 松本 誠

まこと 男性

1965年2月15日生（満59歳）

再任



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年4月	当社入社	2020年5月	当社執行役員人事研修部担当 兼総務部担当
2008年7月	当社株券電子化対策室長	2022年4月	当社上席執行役員人事研修部 担当兼総務部担当
2009年3月	当社事務統括部長	2022年6月	当社上席執行役員人事研修部 担当
2011年5月	当社経営企画部長	2023年6月	当社取締役兼上席執行役員 人事研修部担当兼カスタマーセン ター担当兼ビジネス・ソリューシ ョン部担当（現任）
2016年4月	当社執行役員経営企画部担当兼 経営企画部長		
2019年6月	当社執行役員業務管理本部長		
2020年4月	当社執行役員人事研修部担当兼 人事研修部長兼総務部担当		

特別の利害関係

松本誠氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

松本誠氏は、総務部門や企画部門等において豊富な業務経験を有し、人事担当や業務管理本部長などを歴任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。

取締役在任年数
1年（本株主総会終結時）取締役会への出席状況
100%（16回／16回）所有する当社株式の数
6,100株

5 小川

お がわ のり ひろ 男性

1970年1月16日生（満54歳）

新任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1992年4月 当社入社
2014年9月 当社浜田支店長
2016年3月 当社今治支店長
2017年7月 当社広島支店長

2021年3月 当社業務推進部長
2022年4月 当社執行役員営業企画部担当
兼東日本ブロック長
2023年4月 当社執行役員営業企画部担当
(現任)



特別の利害関係

小川憲洋氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

小川憲洋氏は、営業部門での豊富な業務経験を有し、ブロック長のほか営業企画部門の担当役員を歴任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、新たに取締役候補者といたしました。

取締役在任年数

取締役会への出席状況

所有する当社株式の数
6,800株

6 田中

た なか ひで かず 男性

1958年5月10日生（満66歳）

再任 社外取締役 独立役員

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 野村證券投資信託販売株式会社入社
1997年5月 国際証券株式会社経営企画部長
2001年7月 同社取締役
2002年9月 三菱証券株式会社執行役員
2005年10月 三菱UFJ証券株式会社執行役員
2010年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社執行役員
2012年6月 同社常務執行役員
2013年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務取締役

2014年6月 静銀ティーエム証券株式会社
2015年6月 MUSビジネスサービス株式会社
2017年6月 同社代表取締役会長
2018年6月 当社社外取締役（現任）
2018年9月 株式会社SMALL WORLDS執行役員
2020年9月 同社取締役



取締役在任年数
6年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（21回／21回）

所有する当社株式の数
0株

特別の利害関係

田中秀和氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

田中秀和氏は、大手証券会社での長年の豊富な知識と経験を有し、また取締役・常務執行役員の就任等で培われた経営に関する経験と知識を有しており、社外取締役として客観的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

7 佐藤

よし
義雄

男性

1949年8月25日生 (満74歳)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1973年4月 住友生命保険相互会社入社
1998年4月 同社株式運用部長
2000年7月 同社取締役嘱託（本社）
総合法人本部長
2002年4月 同社常務取締役嘱託常務執行役員
2007年7月 同社取締役社長嘱託代表執行役員
(代表取締役)
2014年4月 同社代表取締役会長

2014年6月 パナソニック株式会社社外監査役
サカタインクス株式会社
社外監査役
2018年6月 レンゴー株式会社社外取締役
(現任)
2021年4月 住友生命保険相互会社取締役
2021年7月 同社特別顧問（現任）
2022年6月 当社社外取締役（現任）
2023年3月 サカタインクス株式会社
社外取締役（現任）

特別の利害関係

佐藤義雄氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐藤義雄氏は、大手金融機関での長年の豊富な経験と知識を有し、また、社長・会長の就任歴で培われた経営に関する経験と知識を有しており、社外取締役として客観的な視点から当社の業務執行の適宜適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。



取締役在任年数
2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
95.2%（20回／21回）

所有する当社株式の数
0株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

東洋証券
株主のみなさまと

8

いし
だ
石田え
み
恵美

女性

(戸籍上の氏名: 矢野恵美) 1966年12月5日生 (満57歳)

再任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1989年9月	中央新光監査法人入所	2006年6月	株式会社武蔵野銀行社外監査役
1993年12月	公認会計士登録	2013年6月	同行社外取締役
1995年4月	矢野公認会計士事務所パートナー (現任)	2015年5月	イオンリテール株式会社 社外監査役
	最高裁判所司法研修所入所	2020年4月	株式会社東京ドーム社外取締役
1997年4月	弁護士登録（東京弁護士会） 日比谷見附法律事務所入所	2021年7月	BACeLL法律会計事務所 代表（現任）
2000年4月	同所パートナー	2022年6月	当社社外取締役（現任）

特別の利害関係

石田恵美氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

石田恵美氏は、弁護士・公認会計士・税理士実務における高度な専門知識を活かし、金融機関や事業会社での社外取締役や監査役の経験を活かし、客観的かつ専門的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。

注1：年齢、地位および担当は本定時株主総会時のものであります。

注2：田中秀和氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。

注3：佐藤義雄氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

注4：石田恵美氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

注5：当社は、田中秀和氏、佐藤義雄氏および石田恵美氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、3氏が再任された場合、当社は3氏との当該契約を継続する予定であります。

注6：当社は、田中秀和氏、佐藤義雄氏および石田恵美氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出しており、3氏が再任された場合、当社は引き続き3氏を独立役員として届け出る予定であります。

注7：当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や犯罪行為に起因する損害賠償請求等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新することを予定しております。

取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（21回／21回）

所有する当社株式の数

0株

会社提案

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役伊藤逸朗氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりあります。

いとう
伊藤いつろう
逸朗

男性

1961年1月14日生（満63歳）

再任

社外監査役

独立役員



略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1984年4月	三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社	2016年6月	同社執行役員監査部長
2012年4月	同社監査部副部長	2020年6月	当社社外監査役（現任）
2016年4月	三菱UFJ不動産販売株式会社監査部長		

特別の利害関係

伊藤逸朗氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外監査役候補者とした理由

伊藤逸朗氏は、金融機関のコンプライアンス分野や与信業務分野における豊富な経験と知識を有しております、その経験と実績から、社外監査役として、適切な法令監査・会計監査および客観的・中立的な立場から経営の監視や適切な助言を期待できるため、引き続き社外監査役候補者といたしました。

注1：年齢および地位は本定時株主総会時のものであります。

注2：伊藤逸朗氏は現在、当社の監査役でありますが、監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結をもって4年となります。

注3：当社は、伊藤逸朗氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

注4：当社は、伊藤逸朗氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出しており、同氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

注5：当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や犯罪行為に起因する損害賠償請求等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。伊藤逸朗氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新することを予定しております。

監査役在任年数
4年（本株主総会終結時）

監査役会への出席状況
100%（14回／14回）

所有する当社株式の数
0株

株主提案（第3号議案から第8号議案まで）

第3号議案から第8号議案までは、株主さま（1名）からの提案によるものであります。

なお、その議決権の数は、31,456個であります。

以下の「議案の要領」と「提案の理由」は、形式的な修正を除き、文章表現及び事実認識を含め、提案株主さまから提出されたものを原文のまま記載しております。

当社取締役会としては、後述のとおりこれらの議案にいざれも反対しております。

株主提案

第3号議案

定款一部変更（剰余金の配当等）の件

（1）議案の要領

当社の定款第48条を、次のとおり変更する。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第48条（剰余金の配当等）</p> <p>当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定める。</p> <p>2. 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に對し金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>3. <u>当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</u></p> <p>4. 配当金は、支払開始の日から満3か年を経過したときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。</p> <p>5. 配当金には利息を付さない。</p>	<p>第48条（剰余金の配当等）</p> <p>当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2. 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に對し金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>（削除）</p> <p>3. 配当金は、支払開始の日から満3か年を経過したときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。</p> <p>4. 配当金には利息を付さない。</p>

（2）提案の理由

当社においては、定款の定めにより、剰余金の配当等の決定は、取締役会のみに権限があり、株主総会では、一切これを決定することができません。これは、剰余金の配当等についての株主の権利を過度に制限するものであり、株主から株主総会での剰余金の配当等に関する提案を行う権利までも奪う必要はありません。当社のコーポレートガバナンスに関するガイドライン第2条第2項は、「株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。」ことを当社の基本的な考え方とすることを定めていますが、定款第48条第3項は、この考え方とも矛盾します。

よって、剰余金の配当等の決定を取締役会の決議によって定めることができることに加え、株主からの提案がある場合には、株主総会の決議によっても定めることができるよう、定款を変更するべきです。

【当社取締役会の意見】

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を重要な経営方針の一つとして位置づけており、利益配分にあたっては、毎期の業績を反映しつつ経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮して、株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案し、年1回の剰余金の配当や機動的な自己株式の取得により株主の皆様に利益の還元を実施することを基本方針としております。さらに、当社は、2022年12月26日開催の取締役会において、剰余金の配当については、連結ベースの配当性向を60%以上とするとともに、分配可能額に占める割合も指標として継続的に配当を行えるよう配慮する旨の配当方針（以下「本配当方針」といいます。）を決定しております。

本配当方針を実現するためには、当社を取り巻く経営環境の変化、当社の事業特性、株主さまへの公正な還元、当社の業績の今後の見通しのほか、当期の業績、市場環境の変化に影響されやすい証券業務のリスクバッファーとなる内部留保や分配可能額を含む正確且つ適時の財務状況等を考慮して、配当金額を決定する必要があります。この点、上記の情報は、当社の経営に専念して従事している当社取締役会が、最も早く、正確且つ詳細に、入手し、分析できるものであり、株主総会においては、時間的制約等から適時の当社の状況を反映した配当決定が難しいと考えられることから、配当は、経営判断事項として、株主総会ではなく、取締役会において、柔軟に判断することが適切であると考えております。

また、機動的な資本政策を図るという観点からも、取締役会において迅速な判断を可能とすることが必要です。

以上のことから、当社の剰余金の配当等の決定機関につきましては、会社法第459条第1項及び第460条の規定に基づき、取締役会の決議によることとしております。

なお、当社は、実際に、2010年3月期以降、2023年3月期の期末剰余金配当は、本配当方針及び上記基本方針に、それ以前は、変更前の配当方針及び上記基本方針に従い、配当を行っており、今後も、本配当方針に従い、株主の皆様に対する利益の還元を実施してまいります。また、配当決定の権限分配については、当社の事業ポートフォリオの変化に応じて、引き続き検討を続けてまいります。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

株主提案

第4号議案

剰余金の処分の件

(1) 議案の要領

定款一部変更（剰余金の配当等）の件が承認可決されることを条件に、剰余金の処分を以下のとおりとする。本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同議案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

金36円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時総会において承認された当社普通株式1株当たり剰余金配当金額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金36円）

ウ 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2024年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当の効力が生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始時

本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日

(2) 提案の理由

PBR1倍以上を目指すための具体的な施策の一つとして、配当の割合を増やすことを提案します。

当社の2023年3月期における自己資本比率は51.6%であり、それ以前も50%前後の高い水準を維持しています。また、証券業に係る自己資本規制比率についても、2023年3月期は624%、それ以前についても600%前後を維持しており、高い水準にあります。このように、当社は、現金資産を十分すぎる程度に保有していると言えます。

当社が有効に資産を活用せず、不動産賃貸業を始めて赤字を出し続けていることは、「定款一部変更（不動産の賃貸及び管理業務の削除）の件」の提案理由において述べるとおりであり、資産を無意味に減らし続けるよりも、株主に還元すべきであると考えます。

そこで提案株主は、2024年3月期については、DOE 8 %に相当する額の1株あたり金36円の配当を提案します。なお、提案株主は、中期経営計画の残り期間である2024年3月期から2026年3月期までの配当総額も、DOE 8 %に相当する額にすべきであると考えています。

当社の純資産は、2023年12月の時点で362億39百万円あり、DOE 8 %の場合の配当総額の近似値である29億円の3年分である87億円相当の現金を配当に回しても、概算で純資産は約275億円残り、当社の自己資本比率は40%を維持し、自己資本規制比率も概算で425%を維持できます。証券業務の執行や顧客保護に問題は生じず、十分に許容できる範囲内です。

配当を厚くすることにより、株価上昇の効果が期待でき、PBR 1倍以上を目指すうえでの具体的な施策の一つとなり得ます。

【当社取締役会の意見】

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

提案株主は、現金資産を十分すぎる程度に保有していることを提案の理由としていますが、当社が、利益配分にあたっては、毎期の業績を反映しつつ経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮して、株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案した上で、株主の皆様に利益の還元を実施することを基本方針としていることは16頁（2）のとおりです。

特に、金融庁が公表している「証券会社向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2にも従い、証券会社の業務は市場環境の変化に影響されやすいため、市況の急激な変化に伴う収入の減少や保有資産の価値の下落等に直面した場合においても、それに伴う損失に十分耐えられるだけの内部留保と手元資金を一定水準確保することが必要であると考えております。2023年10月30日に発表した、第六次中期経営計画「もっとずっと… ともにTO YOU（2023年10月改訂）」（以下「本中期経営計画」といいます。）において、2026年3月末までに株式投信残高を4,170億円まで積み上げることで、投信代行報酬を中心に安定収益を拡大することを目指しています。そのための施策として中心となるのが新NISAへの取組みです。新NISAは貯蓄から投資への流れを生み出しており、当社にとっても大きなフォローとなっています。併せて富裕層へのアプローチ拡大、IFA事業の拡大にも取り組み、残高目標の早期達成を目指しているところです。

一方で、市場環境の変化に影響されやすい業態であることに起因する内部留保の必要性も踏まえて安定的な経営を継続するため、当社は、16頁（2）のとおり、2022年12月26日開催の取締役会において、剩余金の配当については、連結ベースの配当性向を60%以上とともに、分配可能額に占める割合も指標として継続的に配当を行えるよう配慮する旨の本配当方針を決定しております。その上で、2023年3月期の期末剩余金配当より、実際に本配当方針に従って配当を行っており、2024年3月期は、1株当たり10円（配当性向は、61.1%）を配当いたします。当該配当性向は、同規模の同業他社の水準と比べても平均的な水準です。

これに対し、本株主提案は、1株当たり36円の配当を要求するものであり、本配当方針に反するのみならず、当社の証券会社として確保すべき内部留保を損なうものと言わざるを得ません。したがって、このような提案は、中長期的な企業価値向上に向けたステークホルダーへの利益還元方針とは相反する短期的な視点に立脚したものであると捉えざるを得ず、結果として中長期的な当社グループの企業価値の向上に繋がらないと判断いたします。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

なお、株主提案書面には、「当社は、現金資産を十分すぎる程度に保有している」と記載されておりますが、当社は、余剰資産は保有しておらず、適切な株主還元を実施していることを申し添えます。

定款一部変更(PBR 1倍以上を目指す計画の策定・開示)の件

(1) 議案の要領

当社の定款に、次のとおり第49条を新設する。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	<p>第49条 (PBR 1倍以上を目指す計画の策定・開示) <u>当会社は、取締役会において、当会社の資本コスト</u> <u>及び資本収益性の内容並びにこれに対する市場評価</u> <u>に関して、分析および評価を行う。</u></p> <p>2. 取締役会は、当会社の前事業年度中の東京証券取引所における最終取引日時点のPBR (当会社の普通株式の株価を当会社の1株当たり連結純資産 (発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。) で除して算定した数値をいう。) が1倍未満である場合、PBRが1倍以上となるために合理的に必要と考えられる経営計画 (具体的な数値目標と定量的な効果予測を含むものとする。) を策定し、当事業年度の第2四半期決算発表日までに東京証券取引所の運営する適時開示情報伝達システムを通じて公表する。</p> <p>3. 取締役会は、前項の計画に基づき、資本コスト及び株価を意識した経営を推進するとともに、株主との積極的な対話を実施する。</p>

(2) 提案の理由

東京証券取引所（以下「東証」といいます。）は、2023年3月末に、プライム市場/スタンダード市場の全上場企業に向け、資本コストを上回る資本収益性を達成するための計画の策定と、その計画を現状評価とあわせて、投資者に分かりやすく開示すること等を求めました。またそこでは、資本コストを上回る資本収益性を達成できいても、PBRが1倍未満である場合には、成長性が投資者から評価されていないものと示唆されるとの指摘があります。

当社は、桑原代表取締役の就任以後、PBRが1倍未満であるにも関わらず、2024年4月24日の時点で、東証が求めるこのような計画を一切開示しておりません。証券市場に深くかかわる証券会社として模範を示さなければならない立場にありながら、東証の要請に応じないのは、怠慢であると言わざるを得ません。

そこで、提案株主は、資本コストを上回る資本収益性を達成しつつPBR 1倍以上を目指す計画の策定と、その計画を現状評価とあわせて投資者にわかりやすく開示し、計画に基づく経営を行うことを明確にするため、定款に上記のとおりの規定を新設することを提案します。

また、当社が定めるPBR 1倍以上を目指す計画については、具体性が必要です。当社の現在の中期経営計画については、説明や具体性が欠けるところが多々あります。例えば、中期経営計画は2023年10月に見直しが行われ、見直しの理由のなかで新型コロナウイルス感染やロシア・ウクライナ間の紛争が挙げられていますが、具体的にこれらの事象により当社にどのような影響があったのか、関連するプレスリリースでは説明がありません。このような説明では、ただ単に、当初の期限までには目標を達成できる見込みがなかったところ都合よく新型コロナウイルスの流行や紛争が生じたので、それを理由に期限を延長した、そして、市況の好転や政府のNISA拡充政策の実施により見栄えのいい数値が出せそうだと考えたので目標の数値を上げたのではないかという疑惑が残ります。中期経営計画に具体的な数値による説明がない点も、疑問があります。「営業収益」について「135億円」の目標はありますが、この「営業収益」とはいわゆる売上高であって営業利益を指すものではないと考えられるところ、販管費等の数値見込みが示されておらず、どれだけの最終利益がでることが予測されるのか示されていません。この記述では、なぜ、これにより当社がROE 5%を達成すると言えるのかが、理解できません。

このような中期経営計画は再度見直されるべきであり、この見直しの意味も含めて、PBR 1倍以上を目指すための計画については、数値目標とそれを達成するための施策の定量的な効果についての予測を含む具体的な内容が策定され、開示されるべきです。

【当社取締役会の意見】

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社では、従前より、資本コストを適切に把握し、これを踏まえた中期経営計画の策定等を行うよう努めるとともに、株主の皆様との対話の重要性を深く理解し、情報開示の充実を図って参りました。

そのような中で、当社は、2023年10月30日に発表した本中期経営計画において、2026年3月期までに安定的に135億円以上の営業収益を確保できる状態を目標として掲げており、2024年3月期における当社グループの業績は、営業収益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも大幅に改善しております。

このように、当社は、これまで、中長期的な成長による企業価値の向上を目的とする経営計画を策定・開示しており、これらの取組みを通じて、引き続き、PBR1倍以上を達成するべく注力して参る所存です。

これに対し、提案株主は、東京証券取引所によるPBR1倍以上を目指す計画策定・開示の要請に言及しつつ、具体的な数値目標と定量的な効果予測を含む経営計画を策定し、第2四半期決算発表日までに東京証券取引所の運営する適時開示情報伝達システムを通じて公表する旨の定款規定を設けることを提案しております。

もっとも、上記のような定款規定を設けた場合には、会社の根本規範である定款により、当社が策定する経営計画の内容や策定期限が画一化され、その公表方法や時期まで一律かつ固定的に定められることとなります。当社としては、このような対応は必ずしも東京証券取引所の要請に合致するものとはいえず、また、会社の状況に応じた適切な対応を行うことが制約される結果となることから、適切ではないと考えております。

なお、当社としては、当社の中長期的な企業価値の向上に向けた取組みを継続していく所存ですが、提案株主の指摘するとおり、現時点においては、当社はPBR1倍以上の目標を達成できません。そこで、当社は、本中期経営計画を見直すとともに、今後、PBR1倍以上を達成するための具体的な経営計画を新たに策定し、速やかにこれを開示する予定です。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

株主提案

第6号議案

定款一部変更（不動産の賃貸及び管理業務の削除）の件

（1）議案の要領

当社の定款第2条を、次のとおり変更する。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第2条（目的） 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業 2. 不動産の賃貸および管理業務 3. 前各号に付帯または関連する業務	第2条（目的） 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業 （削除） 2. 前各号に付帯または関連する業務

（2）提案の理由

当社は、相場環境の好転により2024年3月期こそ利益を確保できたものの、2023年3月期までは赤字を繰り返し、純資産額を減らし続けてきました。このように本業である金融商品取引業がままならない中、当社は、2022年3月に広島県広島市中区所在の賃貸用不動産（以下「本件不動産」といいます。）を2,587百万円で取得するとともに、2022年6月28日開催の第100回定時株主総会において、定款の事業目的に「不動産の賃貸および管理業務」を追加する旨の定款変更議案を付議して承認可決しました。

しかし、本件不動産については、購入の翌事業年度である2023年度3月期において、888百万円もの巨額の減損損失を計上するに至っております。また、本件不動産に関する賃貸事業損益は、2022年3月期連結会計年度において△2百万円、2023年3月期連結会計年度において△21百万円となっています。

提案株主は、本件不動産の取得の経緯について疑問を抱き、取締役会議事録の閲覧謄写を請求するほか、当社に対し再三にわたり質問を重ねてきましたが、当社が本件不動産を取得した経営判断が妥当であると納得するだけの合理的な回答は得られませんでした。

これに加え、現在、本件不動産に係る業務執行は、不動産賃貸業とは関係の無い支店等を含めた不動産管理を所管する総務部担当役員が担っていると伺っています。また、当社の2023年3月期有価証券報告書の「事業の状況」の項目には、不動産賃貸業の記載が見当たりません。

以上から、当社には不動産賃貸業を遂行する能力及び意欲が欠如しており、このまま不動産賃貸業を継続しても、赤字を出し続け純資産額を減らし、株主価値を棄損するだけであると見込まれることから、不動産賃貸業から撤退するため、定款の目的事項から「不動産の賃貸及び管理業務」を削除することを提案します。

【当社取締役会の意見】

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、金融商品取引業を本業としておりますが、金融商品取引業の業績は相場環境等の外部的な要因による影響を受けやすいことから、当社における事業の安定性・継続性を維持するためには、本業とは別の安定収益源を確保することが必要であると考えております。

かかる考えに基づき、当社は、2022年6月28日開催の当社第100回定時株主総会において、定款一部変更を提案し、不動産の賃貸及び管理業務を事業目的に追加することについて株主の皆様にご承認をいただきました。当社としては、同株主総会において株主の皆様から定款一部変更についてご承認いただいた後から現時点までの間に、当社における不動産の賃貸及び管理業務の必要性に変更は生じていないものと考えております。

また、提案株主は、当社には不動産賃貸業を遂行する能力及び意欲が欠如していると指摘しますが、2023年4月から実働開始された広島市所在の賃貸用不動産（以下「本件不動産」といいます。）を活用した不動産賃貸業としては、当社広島支店が現在利用している部分を含め、2024年3月末にて9割程度のテナント契約（含む申込分）を確保できました。安定した営業収益を得る投資目的の実現化に加え、旧広島支店がテナントとして支払っていた賃料等の削減効果も生じております。

なお、提案株主は、本件不動産について減損損失が計上されたことを提案の理由の一つとしておりますが、本件不動産の減損については、不動産賃貸業としての単体では減損対象ではなかったものの、会計上のルールに基づき、全社的な減損をグルーピング内で按分した結果、本件不動産について、会計上の簿価を引き下げるいわゆる減損損失を計上したことによるものであり、実際の売却損が発生したわけではないことを付言いたします。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

株主提案

第7号議案

取締役5名選任の件

(1) 議案の要領

山口龍之介氏、野口泰幸氏、大武孝志氏、有光慶成氏及び山縣敦彦氏を取締役に選任する。

(2) 提案の理由

当社の取締役は、提案株主からの質問に対して真摯に対応せず、株主への説明が欠けるなど、株主軽視の態度が目立ちます。このような、外部からの意見を拒む閉鎖的な経営を当社は続けてきました。

また、桑原代表取締役は、2017年4月に代表取締役に就任し、岡田取締役は2017年4月に常務取締役に就任し、2018年4月に専務取締役に就任しています。そして、2017年4月以降、両名が主導して経営にあたっているその間、当社においては、2019年3月期に41億円、2020年3月期に19億円、2023年3月期には購入したばかりの賃貸用不動産等の減損損失23億円を含め38億円と、多額の純損失を出しています（いずれも包括利益）。その結果、2017年3月に411億45百万円だった当社の純資産額は、2023年3月期には342億00百万円と、およそ70億円も減少することとなりました。現経営陣には、もはや株主価値の向上を期待することはできません。

また、社外取締役についても、経営陣の経営における失敗を放置し、経営陣に対する監督責任を果たせていないと言わざるを得ず、ガバナンス不全の状態が続いている。

そこで、提案株主は、会社提案にかかる全ての取締役の選任議案に反対するとともに、本議案において、全ての取締役に代わる者として、新たに5名の取締役を選任することを提案します。

本議案において提案する取締役候補者は、金融機関での豊富な経験と人脈を有し、また専門的な知見から経営手腕を発揮できる人材であり、当社の株主価値の向上に資するものと考えています。各人の略歴は以下のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	山口 龍之介 (1981年7月22日)	2004年4月 (株)アルフィックス 金沢支店 入社 2008年10月 みずほ証券(株) 機関投資家営業部 入社 2011年7月 BNPパリバ証券(株) 東京支店 日本株式営業部 入社 2014年7月 Citiグループ証券(株) 東京支店 エクイティ営業部 入社 ヴァイスプレジデント 2017年4月 同 セールストレーディング部 兼任 2018年7月 メリルリンチ日本証券(株) 日本株式営業部 入社 ディレクター 2022年8月 RYCパートナーズ(株) 設立 代表取締役就任 (現任)	0株

山口龍之介氏を候補者とした理由

山口龍之介氏は、リテール営業を経験後、国内外の大手証券会社にて、一貫してホール業務に従事し、幅広い証券業務経験だけでなく、財務・資本政策に関する高い知見を有しております。また、豊富な人脈を活用し、稀有な金融商品の立案や顧客の企業経営に関する様々な問題解決の実績を有しております、同氏の持つ高い知見と実行力は、当社の新たな収益基盤構築並びに財務戦略を通じた企業価値向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	野口 泰幸 (1980年2月9日)	2002年4月 (株)三菱UFJ銀行 入行 2007年8月 モルガン・スタンレー証券(株) 入社 エグゼクティブ・ディレクター 2019年11月 (株)FEEL JAPAN代表取締役就任 2020年6月 (株)PE&P 設立 代表取締役就任 (現任) 2022年10月 (株)ベクター 社外取締役就任	0株

野口泰幸氏を候補者とした理由

野口泰幸氏は、外資系証券会社にて、長年に渡り、金融商品の組成や証券会社含む様々な金融機関への販売促進・管理の重役を務め、金融商品の拡張等を通じたりテール業務の強化に貢献することが期待されます。また、数社の企業経営や上場企業社外取締役を務める等、野口泰幸氏のコーポレートガバナンスにおける高い見識と豊富な経験は、当社の企業価値向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	大武 孝志 (1959年8月10日)	1982年4月 国際証券(株) 仙台支店 入社 1989年6月 ベアリング証券(株) 東京支店 入社 1998年1月 同 国内営業部長就任 2002年4月 モルガン・スタンレー証券(株) 入社 金融法人兼公的年金基金担当 営業部長就任 2006年10月 同 中堅上場会社営業部長 兼 年金基金営業 担当部長就任 2009年4月 同 年金基金営業部長 兼 金融法人リレーション担当部長就任 2017年7月 みずほ証券(株) エクイティソリューション部 担当部長就任 2019年4月 同 機関投資家営業部 担当部長就任	0株

大武孝志氏を候補者とした理由

大武孝志氏は、リテール営業を経験後、国内外の大手証券会社にて要職を歴任しており、金融商品に対する幅広い知見だけでなく、金融機関におけるマネジメントとしての豊富な経験、及び人脈を有しております。当社が持続的な成長に向けて事業展開していくなかで、同氏の持つ経験と専門性を活かした的確な提言や、新たな収益基盤構築への寄与が期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	有光 慶成 (1977年12月 2日)	2000年4月 野村證券(株) 入社 2005年5月 クレディ・スイス証券(株) 入社 2012年8月 エピック・パートナーズ・インベストメント(株) 入社 2017年4月 有光商事(株)代表取締役就任 (現任)	0株

有光慶成氏を候補者とした理由

有光慶成氏は、証券会社における長年の株式トレーディング業務、ファンドにおけるファンドマネージャー経験、その後の会社経営の経験により、証券業界と資本市場に深い見識を持っていいます。当社の企業価値向上に向けた施策立案において貢献できると考えています。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	山縣 敦彦 (1979年3月 22日)	2001年 日本IBM(株)入社 2006年 慶應義塾大学大学院法務研究科修了 2008年 Academy of American and International Law (米国テキサス州ダラス) 修了 2009年 法律事務所ヒロナカ入所 2015年 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 (知財戦略プログラム) 修了 2015年 マーベリック法律事務所設立 2017年 株式会社オールアバウト社外監査役 (現任) 2020年 三村小松山縣法律事務所設立	0株

山縣敦彦氏を候補者とした理由

山縣敦彦氏は、弁護士として、主に訴訟、危機管理、ウェルスマネジメント、知的財産法等を取扱い、公益社団法人の理事や大学での非常勤講師も務める等、豊富なキャリアを有しており、高度な法的アドバイスを得ることが期待できます。特にウェルスマネジメント業務には精通していること、税理士資格も保有しており財務・会計分野の知識も豊富なことから、ガバナンス機能強化のため適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

【当社取締役会の意見】

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、取締役会の諮問機関として設置されている指名・報酬委員会の答申に基づき、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

(i) 会社提案による経営体制により中期経営計画を遂行することが当社の企業価値最大化に繋がること

提案株主は、本株主提案の理由の一つとして、2017年4月以降、当社が多額の純損失を出しておらず、現経営陣には株主価値の向上を期待することができないことを挙げております。この点、当社は、米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染拡大等の影響もある中で、提案株主が指摘するとおり2017年3月期から2023年3月期にかけて純損失を計上しております。

しかし、当社は、新型コロナウイルス感染による社会不安の長期化やロシア・ウクライナ間の紛争における地政学リスクの高まり等のネガティブな環境変化と政府によるNISA拡充政策が打ち出されたことというポジティブな環境変化を考慮し、2023年10月30日に2025年3月期を最終年度とする中期経営計画「もっと ずっと… ともに TO YOU」を改訂し、2026年3月期までに安定的に135億円以上の営業収益を確保できる状態を目標として掲げており、そのような中で、2024年3月期における当社グループの業績は、営業収益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも大幅に改善しております。

したがいまして、当社は、当社グループの経営方針を理解している会社提案による取締役候補者により本中期経営計画を遂行することこそが、当社の企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がると考えております。

(ii) 会社提案の取締役候補者による取締役会が最適な構成であること

当社は、取締役の選任を行うにあたっては、次の基準を満たす幅広い多様な人材から選定することを方針としており、取締役の選任及び評価・配置について独立社外取締役が過半を構成する指名・報酬委員会にて審議し、同委員会の答申を受けて取締役会にて決議しております。

- 金融商品取引業者としての社会的使命を十分に理解し、当社の持続的な成長と中長期な企業価値の向上に資する豊富な知識・経験を有すること
- 優れた人格、見識、能力および高い倫理観を有すること
- 取締役社長は、経営理念に基づく経営を高いレベルで実践できる人物であること
- 独立社外取締役については、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たし、かつ、以下に定める役割等を果たすことを期待できること
- ・ 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長を促し中

長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこと

- 取締役会の重要な意思決定を通じ、経営を監督すること
- 当社と関連当事者との間の利益相反を監督すること
- 他の役員および支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

当社は、本株主総会に上程する候補者についても上記方針・プロセスに従って選定しており、当社の取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模の観点から最適な構成としております。会社提案の各候補者のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

	企業経営	金融	財務会計	法務/コンプライアンス	営業/マーケティング	IT
桑原理哲	○		○	○	○	
櫻井歩	○	○			○	
圓城寺貢	○		○	○		
松本誠	○		○		○	○
小川憲洋				○	○	
田中秀和(社外)	○	○		○		
佐藤義雄(社外)	○	○		○		
石田恵美(社外)		○	○	○		

他方で、当社は、提案株主から本株主提案を受領したことを受け、2024年4月26日付けの書簡において、提案株主に対して、提案株主が当社取締役に選任することを求めている山口龍之介氏、野口泰幸氏、大武孝志氏、有光慶成氏及び山縣敦彦氏に各候補者が有している具体的なスキル・経験等についての質問を含む質問事項書（以下「本質問事項書」といいます。）を送付して、回答をいただくよう依頼いたしましたが、提案株主は、本株主提案の候補者は提案株主から「独立」しており、提案株主と本株主提案の候補者との間に「一定の関係」は存在しないという不合理な理由から、本質問事項書を各候補者に送付していただきたい旨の依頼を拒否しております。そのため、提案株主は、本株主提案の取締役候補者は、「金融機関での豊富な経験と人脈を有し、また専門的な知見から経営手腕を発揮できる人材である」と主張していますが、本株主提案の各候補者が有しているスキル・経験等の具体的な内容は不明であり、当社の事業内容や経営環境等に照らして十分な専門性や資質を有しているとは判断できません。

(iii) 提案株主による取締役候補者が選任された後における当社の経営方針が不明であること

当社の定款上の取締役の員数は9名以内とされているところ（当社定款20条）、提案株主は、本株主提案において、取締役5名の選任を提案しており、仮に、本議題が可決された場合、当社の取締役は、最大で9名のうち、過半数に当たる5名が提案株主の提案に係る取締役となり、提案株主は、本株主提案の取締役候補者を通じて、当社取締役会において実質的な決定権限を有することとなり、実質的に当社の経営支配権を掌握することになります。

加えて、提案株主は、「会社提案にかかる全ての取締役の選任議案に反対するとともに、本議案において、全ての取締役に代わる者として、新たに5名の取締役を選任することを提案します」と明言しており、当社の取締役会が本株主提案の取締役候補者のみで構成されることを企図していることは明らかです。

そこで、当社は、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」において、「経営支配権を取得することを目的として多数の取締役を交替させる株主総会招集請求を行う場合には、招集請求者は、招集請求の目的や招集請求者（及び招集請求者と共同して株式の取得・処分や株主としての権利行使に関する合意をしている者がいればその者）の概要、提案が成立した後の経営の基本的な方針等について、少なくとも公開買付届出書における記載内容と同程度の適切な情報提供を株主に対して行うことが望ましい」と明記されていることを踏まえて、①2024年4月25日付けの書簡で、提案株主に対して、上記事実を掲示しつつ、本株主提案が可決された後における当社の経営の基本的な方針（経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策を含みますが、これらに限られません。）を尋ねるとともに、②2024年4月26日付けの書簡で、提案株主に対して、本株主提案の取締役候補者に本質問事項書を送付して、(ア)当社グループの属する業界及び当社グループの現状及び課題についてどのように考えているか、(イ)当社グループの属する業界及び当社グループの今後の見通しや当社が採るべき方針をどのように考えているか、(ウ)本中期経営計画の内容及び実現可能性に対する考え方並びに本中期経営計画に代わる企業価値向上策がある場合にはその内容等について回答をいただくよう依頼いたしましたが、提案株主は、当社の経営支配権を取得することを目的としておらず、本株主提案の取締役候補者は、提案株主から独立しており、本株主提案が可決されたとしても、提案株主が当社の経営支配権を取得することを意味しない等の不合理な理由から、経営の基本の方針に関して回答すること及び本株主提案の取締役候補者に本質問事項書を送付することのいずれも拒絶しております。

このように、提案株主は、実質的に当社の経営支配権を掌握することになるような本株主提案を行いつつ、当社の経営に関する意図を有しない等と矛盾した主張を行い、当社の経営の基本の方針を全く示していないことから、提案株主は当社の経営を真摯に検討しているとは到底考えられず、本株主提案の各候補者が当社の取締役に選任されることが当社の企業価値向上に資するとは判断できません。

以上より、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第8号議案

取締役の報酬減額の件

(1) 議案の要領

会社提案にかかる取締役の選任議案が承認可決されることを条件に、2024年6月から任期満了までの取締役の月例報酬及び賞与の上限を、合計で1億18百万円とする。

(2) 提案の理由

桑原代表取締役と岡田取締役が主導して経営にあたっている期間、2017年3月に411億45百万円だった当社の純資産額は、2023年3月期には342億00百万円とおよそ70億円減少し、当社の主な経営陣が、当社の株主価値を棄損し続けてきたことについては、「取締役5名選任の件」の提案理由で述べたとおりです。

その一方で、桑原代表取締役が就任して以降の2018年3月期から2023年3月期までの取締役（社外取締役を除く）の報酬総額の合計は、9億57百万円であり、一人当たりの報酬の合計は、1億57百万円になります。

このような報酬額は、株主価値を70億円減少させた経営責任に値するとは考えられません。そのため、提案株主は、株主として、現経営陣に対し、役員報酬カットを含む経営責任の方針について複数回質問をしてきましたが、当社からは「今後の業績によっては」「当然ありうる」「適正な審議を経て決定している」といった極めて抽象的な形だけの回答しかありませんでした。また、経営責任を負う場合に関する基準や考え方については「あらかじめ定めていない」とのことです。

以上の状況から言えるのは、これだけの損失を出しても高額の報酬を取り続ける現経営陣は、自らは経営責任をとる意思がないということ、そして、現経営陣には、自らの力ではこの点を改善することができないということです。

同業他社であるアイザワ証券グループ株式会社は、2023年3月期の業績が悪化したことを踏まえ、経営責任を明確にするため、代表取締役の報酬を40%減額しました。そこで、当社は、桑原代表取締役及び岡田取締役を含む現経営陣を引き続き取締役候補者とすることが想定されることから、これを踏まえて、社外取締役を除く取締役の過年度業績に対する経営責任を明確にする観点から、社外取締役以外の取締役の報酬を約30%減額することを目的として、2024年度の取締役の月額報酬及び賞与の上限を1億18百万円とすることを提案します。この上限金額は、2023年3月期の取締役（社外取締役を除く）の報酬の支払総額が1億47百万円であること、これを約30%減額した額は1億3百万円であること、2023年3月期における社外取締役の報酬総額は1名当たり5百万円であったことを踏まえて提案するものです。

【当社取締役会の意見】

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、取締役会の諮問機関として設置されている指名・報酬委員会の答申に基づき、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、社外取締役を除く取締役の報酬を、固定報酬である月例報酬、単年度業績に連動する賞与及び株主価値との連動性を有する株式報酬（役員報酬BIP信託）で、社外取締役の報酬を月例報酬及び役員報酬BIP信託で構成しています。このうち、賞与は、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の両方において利益を計上していること並びに期末配当が実施されることを支給条件とし、当期純利益と連動して支給額が決定されます。また、役員報酬BIP信託では、各役員への交付株式数は付与されたポイント数に応じて決定されるところ、当該ポイントの1つとして、経営指標として掲げる係数目標の達成度に応じた業績連動ポイントを採用しています。

このように、当社の報酬体系上、短期的な業績は賞与に、中長期的な業績は役員報酬BIP信託に適切に反映される仕組みとなるため、業績に照らして過大な報酬を支払っているわけではありません。実際に、2019年3月期、2020年3月期、2022年3月期、2023年3月期は、業績が芳しくなかったことから、賞与は支払っておりません。

また、提案株主は、賞与のほか月額報酬の上限を減少させることを要求していますが、月例報酬については、役位、評価等に応じて、総合的に勘案して決定したものであり、同業他社の水準と比べても決して高額ではなく、善管注意義務の下、金融機関の役員としての高度な倫理観と当社の企業価値に対する責任感を持って経営判断を下すために必要且つ合理的な額であると考えています。

なお、以上の報酬体系については、指名・報酬委員会の答申を受けて決定しており、株主の皆様に対し、説明責任を果たすことのできる透明性・公平性・客観性を確保しております。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

<ご参考>

株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を会社提案どおりご選任いただいた場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	企業経営	金融	財務会計	法務/コンプライアンス	営業/マーケティング	IT
当社提案候補者	桑原理哲	●		●	●	●	
	櫻井歩	●	●			●	
	圓城寺貢	●		●	●		
	松本誠	●		●		●	●
	小川憲洋				●	●	
	田中秀和 (社外)	●	●		●		
	佐藤義雄 (社外)	●	●		●		
	石田恵美 (社外)		●	●	●		
株主提案候補者	山口龍之介						
	野口泰幸						
	大武孝志						
	有光慶成						
	山縣敦彦						

※株主提案候補者については、どの程度のスキルを有しているかについて不明であるため、スキル・マトリックスは空欄としております。

保有スキル不明

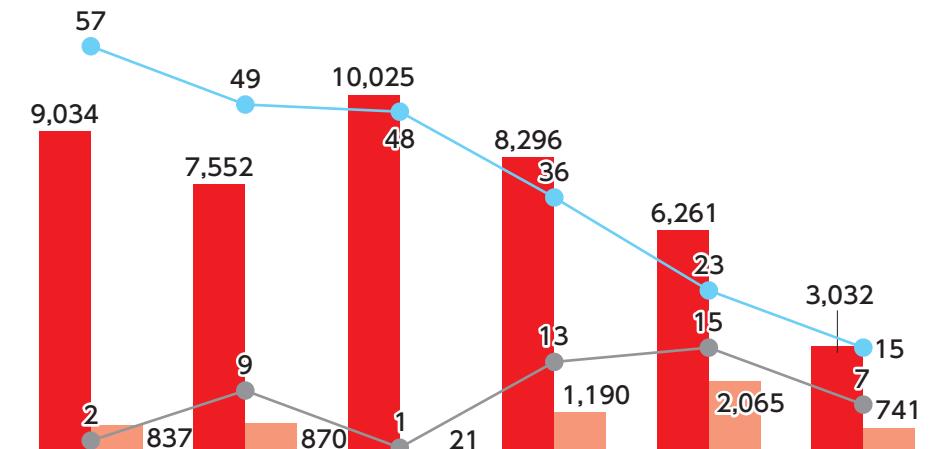
<ご参考>

政策保有株式の縮減について

当社は、2022年3月期末に保有しております政策保有株式(上場株式)8,296百万円について、2025年3月までに50%に相当する4,148百万円を縮減する計画に取り組んでおります。

これは、コーポレートガバナンス・コードの原則1-4の趣旨に基づくものであり、2025年3月期の連結純資産に対する政策保有株式の割合を10%未満とすることを目指しております。

2022年4月以降2024年3月までの政策保有株式売却累計額は、2,807百万円(2022年3月期の時価で換算した縮減額は2,546百万円)となりました。連結純資産(2024年3月末現在)に占める政策保有株式の比率は7.6%となっております。なお、日本取引所グループ株式については、当事業年度中に投資株式の保有目的を「純投資目的以外の目的」から「純投資目的」に変更しております。



	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
保有残 (百万円)	9,034	7,552	10,025	8,296	6,261	3,032
売却額 (百万円)	837	870	21	1,190	2,065	741
保有銘柄数	57	49	48	36	23	15
売却銘柄数	2	9	1	13	15	7

※保有株式のうち日本取引所グループ株式については、当事業年度中に保有目的を「純投資目的以外の目的」から「純投資目的」に変更しております。よって、上記保有残は2023年3月期までは日本取引所グループ株式を含み、2024年3月期は同銘柄を除いております。

※売却銘柄数には一部売却も含みます。

<ご参考>

社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役または社外監査役（以下併せて「社外役員」という。）が独立性を有していると判断されるには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当してはならない。

1. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社から受けた者）またはその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）
2. 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結営業収益の2%以上の支払いを行っている者）またはその業務執行者
3. 当社または当社の連結子会社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーもしくは従業員である者
4. 過去3年間において上記1から3に掲げる者
5. 当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームである場合は、過去3事業年度の平均で、当該ファームの連結総売上高の2%以上の財産を当社から得ているファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者）
6. 当社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
7. 次の（1）から（4）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者または二親等内の親族
 - (1) 上記1から6までに掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者
 - (3) 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - (4) 過去3年間において前（2）および（3）または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

<ご参考>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、投資家と金融商品取引市場を仲介する金融商品取引業者としての社会的責任を常に認識し、企業価値の増大・最大化を通じてステークホルダーの満足度を高めることを目指すとともに、法令遵守の徹底と経営の健全性と透明性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を整備しております。

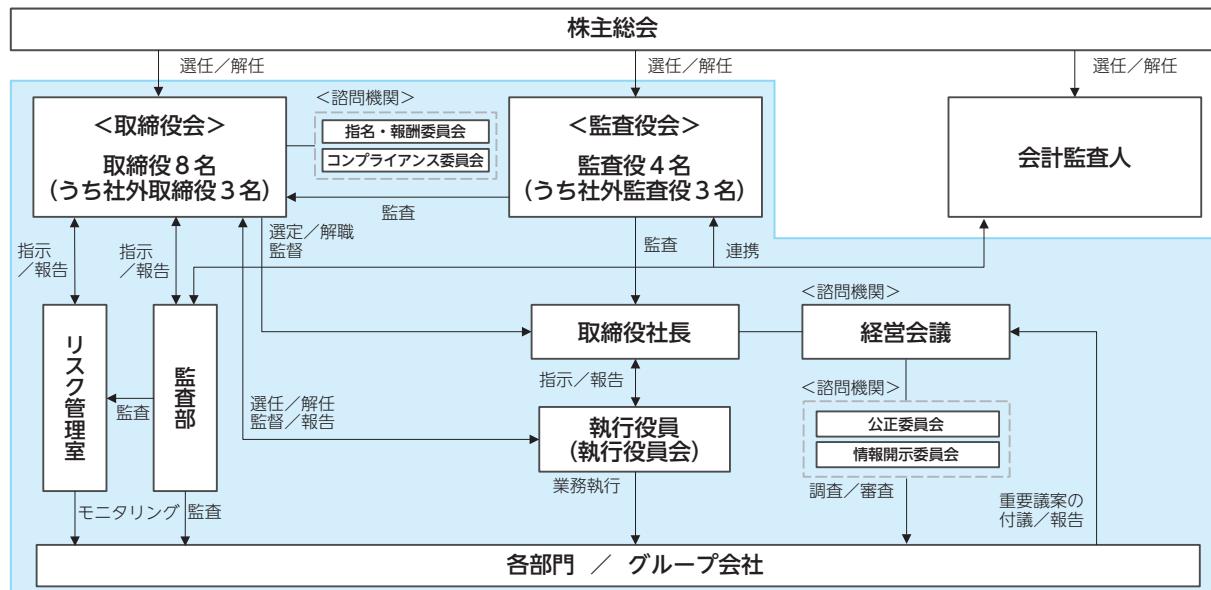
当社は、「倫理方針」として以下を定め、金融商品取引業者としての社会的責任を達成するために、投資者の保護と信頼性の向上を図ることにしております。

1. 私たちは、証券市場の担い手として社会的責任を認識し、誠実かつ公正な業務を行います。
2. 私たちは、お客さまとの信頼関係を大切にし、質の高い金融サービスの提供を行います。
3. 私たちは、法令・諸規則を遵守し、社会人としての常識や倫理に照らして正しい行動をします。
4. 私たちは、人権および環境を尊重し、社会貢献に努めます。
5. 私たちは、反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨みます。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」に定め、ホームページに公表しております。

(https://www.toyo-sec.co.jp/company/corporate_governance/policy/pdf/governance_guideline.pdf)

(コーポレート・ガバナンス体制図)



1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、依然としてロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化等の諸問題の先行き不透明感があるものの、経済活動は正常化しており、景況感の緩やかな持ち直しが見られます。その一方、中国の不動産問題も引き続き懸念されており、不透明感は残っています。

このような環境下、国内株式市場において、日経平均株価は期初28,203.35円で始まりました。資金と物価の好循環期待や、東京証券取引所による低PBR改善に向けた経営改革の要請、世界的な金融引き締め局面のなかで日銀が金融緩和路線の継続方針を示していたことなどを背景に日経平均株価は断続的に上昇し、6月19日には33,772.89円まで上昇する場面がありました。8月に入ると米国債の格下げや中国の不動産市場への懸念が高まったこと等があり、8月18日には31,275.25円まで下落しました。米ジャクソンホール会議通過後に米国の利上げへの警戒感は和らぎ、米中の経済統計の好調などを背景に上昇し、9月15日には33,634.31円を付けましたが、米国の金融引き締めが長期化するとの見方から米10年国債利回りが上昇し、10月4日には30,487.67円まで下落しました。その後、いったん戻す場面もありましたが、中国の景気減速懸念や業績に対する先行き懸念などから売り直され、10月30日には30,538.29円まで下落しました。11月に入ると米国の利上げ懸念の後退などから半導体関連株がけん引する形で反発に転じ、11月20日に33,853.46円まで上昇しました。2024年に入りますと、米ハイテク株高を受けて半導体関連株が上昇し、加えて為替の円安・ドル高で輸出株が買われ、新NISAのスタートに伴い好配当株などに資金が流入し株価を押し上げました。日経平均株価は2月22日には39,156.97円まで上昇し、バブル期に付けた史上最高値を更新しました。その後は株主還元を評価する流れとなり、3月22日には高値41,087.75円まで上昇する場面がありました。期末の日経平均株価は40,369.44円で取引を終了しました。

米国株式市場において、主要株価指数であるダウ工業株30種平均は期初33,245.78米ドルで始まりました。インフレ抑制を目指すFRB（米連邦準備理事会）の利上げにより米10年債利回りは上昇し、10月には約16年ぶりに5%を突破しました。また、半導体の対中輸出規制、中東情勢の緊迫化などを受けて10月27日にダウ工業株30種平均は安値32,327.20米ドルを付けました。その後は底堅い決算内容を受けて戻りを試す展開が続き、FRBが3月のFOMCにて5会合連続で政策金利を据え置くことを決定したことや生成AI市場の拡大期待によってハイテク株が株価上昇をけん引しました。ダウ工業株30種平均は3月21日に高値39,889.05米ドルを付け、3月28日39,807.37米ドルで取引を終了しました。

当社が注力している中国・香港株式市場において、主要株価指数であるハンセン指数は期初20,379.50ポイントで始まりました。2023年の年明け直後は経済再開（リオーブン）を背景に上昇したものの、その後は人民元安、新築住宅販売の減少、デフレなど景気減速の懸念で下落基調となりました。また、中国政府は7月にスパイの定義が不明なまま「反スパイ法」を実施し、10月にガザ衝突の中東問題で欧米と異なる立場を表明したため、欧米諸国との関係が悪化しました。米国が中国への半導体規制を強化したこともあり、欧米投資家による売却が目立ちました。ハンセン指数は1月22日に約1年3ヶ月ぶりの安値となる14,794.16ポイントを付けました。その後は中国株の割安感、中国景気の回復期待、3月5日に開幕した全国人民代表大会で今年の成長目標が5%前後と高めに設定されたこと等を背景に反発し、3月28日には16,541.42ポイントで取引を終了しました。

このような状況のもと、当連結会計年度の当社グループの業績は、地政学上のリスク、インフレの進行や利上げ等によるリセッションリスクが投資家の投資マインドを低下させた局面もあったものの、米株高や円安の進行による輸出関連株、生成AI市場拡大の期待からハイテク株を中心に史上最高値を更新する相場の中で株式委託手数料や投資信託の販売手数料が大幅に増加しました。その結果、営業収益は120億23百万円（前連結会計年度比44.1%増）、経常利益は14億37百万円（前連結会計年度は16億60百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億5百万円（前連結会計年度は29億55百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）に改善しました。

[ご参考]



なお、主な内訳は以下のとおりであります。

受入手数料

94億97百万円 (前連結会計年度比 33.0%増)

受入手数料の合計は94億97百万円（前連結会計年度比33.0%増）になりました。科目別の概況は以下のとおりであります。

■ 委託手数料

当連結会計年度の東証の1日平均売買代金は4兆6,744億円（前連結会計年度比33.5%増）になりました。当社の国内株式委託売買代金は9,159億円（前連結会計年度比32.1%増）、外国株式委託売買代金は546億円（前連結会計年度比34.8%増）になりました。その結果、当社グループの委託手数料は39億87百万円（前連結会計年度比45.2%増）になりました。

■ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は株式の引受高の大幅な減少等により14百万円（前連結会計年度比82.9%減）になりました。

■ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

主に証券投資信託の販売手数料で構成される募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は株式投資信託の募集金額が1,187億円（前連結会計年度比47.2%増）に増加したため32億18百万円（前連結会計年度比44.1%増）になりました。

■ その他の受入手数料

証券投資信託の代行手数料が中心のその他の受入手数料は株式投資信託の預り資産の平均残高が2,856億円（前連結会計年度比12.0%増）に増加したため、22億77百万円（前連結会計年度比9.4%増）になりました。

[ご参考]

委託手数料

42.0% 39億87百万円
(前連結会計年度比 45.2%増)

引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料

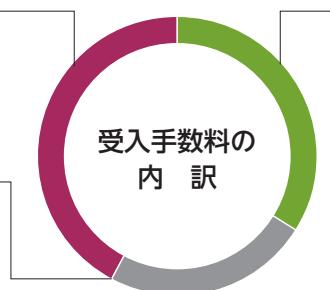
0.1% 14百万円
(前連結会計年度比 82.9%減)

募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料

33.9% 32億18百万円
(前連結会計年度比 44.1%増)

その他の受入手数料

24.0% 22億77百万円
(前連結会計年度比 9.4%増)



トレーディング損益

19億22百万円 (前連結会計年度比 125.3%増)

トレーディング損益は米国株店頭取引売買代金の増加により株券等が15億82百万円 (前連結会計年度比143.5%増)、外国債券の売買損益の増加等により債券等が62百万円 (前連結会計年度は△11百万円)、外国株取引に係る為替取次手数料の増加等によりその他が2億76百万円 (前連結会計年度比28.8%増) で合計19億22百万円 (前連結会計年度比125.3%増) になりました。

金融収支

4億17百万円 (前連結会計年度比 137.9%増)

金融収益は受取利息の増加等により5億33百万円 (前連結会計年度比80.5%増) になりました。また、金融費用は支払利息の減少等により1億16百万円 (前連結会計年度比3.1%減) になりました。この結果、差引金融収支は4億17百万円 (前連結会計年度比137.9%増) になりました。

販売費・一般管理費

106億40百万円 (前連結会計年度比 3.1%増)

販売費・一般管理費は、業績の回復による賞与の増加により人件費が55億5百万円 (前連結会計年度比9.5%増) と増加しましたが、減価償却費が87百万円 (前連結会計年度比81.4%減) に減少したため、合計で106億40百万円 (前連結会計年度比3.1%増) になりました。

営業外損益

2億83百万円 (前連結会計年度比 43.9%減)

営業外収益は投資事業組合運用益の減少等により3億21百万円 (前連結会計年度比42.3%減)、営業外費用は投資事業組合運用損の減少等により37百万円 (前連結会計年度比26.7%減) で差引損益は2億83百万円 (前連結会計年度比43.9%減) になりました。

特別損益

65百万円 (前連結会計年度は11億80百万円の損失)

特別利益は投資有価証券売却益により1億17百万円 (前連結会計年度比89.9%減)、特別損失は投資有価証券売却損等により51百万円 (前連結会計年度比97.7%減) で差引損益は65百万円 (前連結会計年度は11億80百万円の損失) になりました。

2. 資金調達等についての状況

資金調達

経常的な資金調達のみで増資等による資金調達は行いませんでした。

設備投資

電話機器を中心に3億56百万円の設備投資を行いました。

事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

3. 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第99期 2021年3月期	第100期 2022年3月期	第101期 2023年3月期	第102期 2024年3月期 (当連結会計年度)
営業収益	11,966	10,863	8,341	12,023
純営業収益	11,836	10,776	8,146	11,793
経常利益又は経常損失 (△)	1,130	579	△1,660	1,437
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	937	875	△2,955	1,305
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	11円90銭	11円09銭	△37円18銭	16円36銭
総資産	87,167	80,374	66,190	80,750
純資産	38,589	38,437	34,200	39,404

当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第99期 2021年3月期	第100期 2022年3月期	第101期 2023年3月期	第102期 2024年3月期 (当事業年度)
営業収益	11,801	10,720	8,227	11,850
(うち受入手数料)	(8,658)	(8,466)	(7,047)	(9,375)
純営業収益	11,672	10,632	8,113	11,738
経常利益又は経常損失 (△)	1,194	667	△1,475	1,586
当期純利益又は当期純損失 (△)	991	963	△2,770	1,455
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	12円58銭	12円20銭	△34円85銭	18円23銭
総資産	83,259	76,122	61,846	73,567
純資産	38,283	38,088	34,124	38,533

4. 対処すべき課題

(1) 中期的経営ビジョン

対面リテール証券会社の経営環境は、人口減少・顧客の高齢化が進む一方で、また、近時は新型コロナウイルスの感染拡大や地政学上のリスクの発生、インフレの進行等により、金融市場における個人の資産運用ニーズやアドバイスのニーズも益々高まっており、ビジネスチャンスも広がっております。

このような環境下、当社は、2020年4月より外部機関の意見も踏まえ、第六次中期経営計画「もっと ずっと…ともに TO YOU」をスタートさせました。目指すべき将来像として、世代を超えて信頼され、資産運用・資産形成のアドバイザーとして選ばれる「スーパー・リージョナル（地域密着型）・リテール証券会社」を掲げ、お客さまロイヤルティを追求した営業スタイル改革により、これまで以上に「お客さま本位」の経営で顧客基盤を拡充し、持続的な成長モデルへの進化を目指します。

(2) 戦略骨子・施策概要

第六次中期経営計画では、お客さまごとにカスタマイズした営業スタイル改革を実現し、お客さまのロイヤルティ向上につなげ、持続的成長が可能なビジネスモデルの確立を目指してまいります。また、働き甲斐のある職場環境や人事評価などにより従業員満足度を上げ、質の高い顧客サービスの実現につなげてまいります。

＜基本方針＞

- ・「もっと」これまで以上にお客さまから信頼され、「もっと」頼りにされる存在に
- ・「ずっと」次世代までも末永く
- ・「ともに」お客さま、ご家族さま、地域の方々と「ともに」歩む存在に

<重点施策>

- ・お客さまへの付加価値提供
付加価値戦略…お客さまニーズの把握、ニーズに合った付加価値提案など
- ・お客さまとの接点の多様化
チャネル戦略…マルチチャネルの活用、地域特性を踏まえた営業店体制、IFA事業の展開など
- ・組織・人材基盤の強化
業務戦略…営業店・本社の効率化、顧客対応時間の捻出、コスト効率化など
組織戦略…本社の支援機能強化・再構築配置・不動産賃貸業の開始
人材戦略…業績評価・人事評価、人材育成・人材配置など

5. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

株式業務

株式業務は、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

委託売買業務

金融商品取引所及びそれ以外の市場（店頭市場）において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

引受け・売出し業務

株式の募集・売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

募集・売出しの取扱業務

株式の募集・売出しにつき、顧客に販売する業務

債券業務

債券業務は、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っております。

投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出しの取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

デリバティブ取引業務

デリバティブ取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

保険業務

保険業法に基づく、保険契約の締結の代理または媒介に係る業務から成り立っております。

不動産賃貸業務

自社所有の不動産の賃貸および管理業務であります。

6. 主要拠点等

主要な営業拠点 (2024年3月31日現在)

当社

本店 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

支店 28店

区分		店舗数			
東	日	本	ブ	ロ	ツ
東	海	・	近	畿	・
西	日	本	ブ	ロ	ツ
谷	支	店	など		8店
阪	支	店	など		8店
島	支	店	など		12店

営業所 3営業所

主要な子会社

東洋証券亞洲有限公司 香港

従業員の状況 (2024年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
646名	41名減

注：上記従業員のほか、歩合外務員2名、派遣社員2名が在籍しております。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
633名	40名減	43.7歳	18.1年

注：上記従業員のほか、歩合外務員2名、派遣社員2名が在籍しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

親会社の状況

該当事項はありません。

子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東洋証券亞洲有限公司	110,000千香港ドル	100 %	香港における証券業務全般

事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,500百万円
株式会社広島銀行	1,300
株式会社三菱UFJ銀行	850
株式会社七十七銀行	800
株式会社もみじ銀行	600
株式会社愛媛銀行	500
三井住友信託銀行株式会社	500
株式会社山口銀行	500
株式会社南都銀行	500
株式会社莊内銀行	200
日本証券金融株式会社	824

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する利益の還元を重要な経営方針の一つとして位置付け、中長期的な企業価値の向上に努めています。

利益配分にあたっては、毎期の業績を反映しつつ経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮しており、株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案し、年1回の剰余金の配当や機動的な自己株式の取得により株主のみなさまに利益の還元を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結ベースの配当性向を60%以上とするとともに、分配可能額に占める割合も指標とすることで継続的に配当を行えるよう配慮しております。

上記方針のもと、2024年3月期の期末配当につきましては、1株当たり配当10円といたしました。

引き続き全社を挙げて業績の向上に邁進し、株主のみなさまへより多くの利益の還元ができるよう努力してまいります。

2 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 316,000,000株
2. 発行済株式の総数 87,355,253株 (うち自己株式 3,991,813株)
3. 株主数 6,844名
4. 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
Be Brave株式会社	9,465千株	11.3%
株式会社野村総合研究所	6,860	8.2
住友生命保険相互会社	5,449	6.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,199	6.2
チャレンジ2号投資事業組合	4,365	5.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・76402口)	3,537	4.2
サンシャインF号投資事業組合	3,145	3.7
株式会社広島銀行	3,120	3.7
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	2,520	3.0
株式会社エピック・グループ	2,350	2.8

注1：当社は自己株式として3,991,813株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主から除外しております。なお、自己株式3,991,813株には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式3,537,414株は含めておりません。

注2：持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

注3：「Be Brave株式会社」の株主名簿上の株主名は「ESG投資事業組合業務執行組合員Be Brave株式会社」となっております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

- 取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く。）	123,105	1
社外監査役	1,000	1

注：社外監査役への交付は従前の株式報酬型ストックオプション廃止時における未行使の新株予約権について、退任時に交付したものであります。

6. その他株式に関する重要事項

当社は、2019年6月26日開催の第97回定時株主総会における決議に基づき、取締役（国外居住者を除く）及び執行役員（国外居住者を除く）（以下「取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役員株式報酬制度（役員報酬BIP信託）を導入しております。2024年3月末現在において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が保有する当社株式は3,537,414株であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長兼 社長執行役員 (代表取締役)	桑 原 理 哲	監査部担当	
取締役兼 専務執行役員	岡 田 啓 芳	証券本部長兼業務管理本部・経営企 画部管掌	
取締役兼 常務執行役員	櫻 井 歩	営業本部長兼情報本部・法人本部・ 営業企画部・ウェルスマネジメント 部管掌	
取締役兼 上席執行役員	圓城寺 貢	総務部担当兼内部管理本部・アジア 戦略管掌	
取締役兼 上席執行役員	松 本 誠	人事研修部担当兼カスタマーセンタ ー担当兼ビジネス・ソリューション 部担当	
取 締 役	田 中 秀 和		
取 締 役	佐 藤 義 雄		
取 締 役	石 田 惠 美 (戸籍上の氏名: 矢 野 惠 美)		
常勤監査役	村 山 敏 康		
常勤監査役	伊 藤 逸 朗		
監 査 役	木 村 祭 氏		
監 査 役	荒 木 裕 三		

注1:取締役田中秀和氏、佐藤義雄氏及び石田恵美氏は、社外取締役であります。

注2:常勤監査役伊藤逸朗氏、監査役木村祭氏及び荒木裕三氏は、社外監査役であります。

注3:取締役田中秀和氏、佐藤義雄氏、石田恵美氏、常勤監査役伊藤逸朗氏、監査役木村祭氏及び荒木裕三氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

注4:常勤監査役伊藤逸朗氏は金融機関のコンプライアンス分野や与信業務分野における豊富な経験と知識を有するものであります。

注5:2023年6月28日開催の定時株主総会において、松本誠氏が取締役、荒木裕三氏が社外監査役に選任され就任いたしました。

注6:2023年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役重山都彦氏が退任、監査役塚本誠氏が辞任いたしました。

注7：2024年4月1日現在の執行役員の地位及び担当は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
上席執行役員	平 田 聰	内部管理本部長
執行役員	横 川 満 紀	東海・近畿・四国ブロック長
執行役員	小 平 孝 哉	西日本ブロック長
執行役員	河 村 政 文	業務管理本部長兼経営企画部担当
執行役員	三 浦 秀 明	情報本部長
執行役員	中 丸 裕 史	ウェルスマネジメント部担当兼東日本ブロック長
執行役員	末 若 哲 也	法人本部長
執行役員	小 川 憲 洋	営業企画部担当
執行役員	小 泉 満 生	アジア戦略担当兼東洋証券亞洲有限公司社長

2. 責任限定契約に関する事項

当社と社外役員は会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社及び当社の子会社のすべての取締役、監査役、執行役員、重要な使用人及びそれらの相続人等

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するものです。ただし、私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や犯罪行為に起因する損害賠償請求等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

5. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2019年2月25日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

(取締役及び執行役員の報酬等の額の決定に関する方針)

- (ア) 取締役及び執行役員の報酬の決定方針は、企業価値の持続的な向上や株主価値との共有、人材確保の観点から適切なインセンティブ機能を有するよう以下のとおりとしております。
- 業績との連動性に配慮したものであること
 - 報酬水準等は外部機関の調査データ等に基づく客観的な比較検証により、役割と責務に相応しい水準とすること
 - 個々の能力や目標達成度等の実績及び経営状況等に見合った内容とすること
 - 取締役会が取締役及び執行役員の報酬を決定するに際しては、指名・報酬委員会の答申を受けその内容を尊重し、株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たすことのできる透明性・公平性・客觀性を確保すること
- (イ) 取締役及び執行役員の報酬は、役職ごとに以下のとおり構成しております。なお、2019年6月26日定時株主総会決議により、新たな株式報酬制度を導入するとともに、従前の株式報酬型ストックオプションを廃止しております。
- 取締役（社外を除く）及び執行役員
固定報酬である月例報酬、単年度業績に連動する賞与ならびに株主価値との連動性を有する株式報酬（業績連動部分と固定部分）で構成する。
 - 社外取締役
固定報酬である月例報酬及び株主価値との連動性を有する株式報酬（固定部分）で構成する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

月例報酬及び賞与の上限（2006年6月29日定時株主総会。使用人分給与は含まれない。）

取締役：年額4億20百万円以内

監査役：年額90百万円以内

なお、執行役員に対する月例報酬及び賞与の上限は株主総会で決議されておりません。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は4名であります。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬の額の決定方法

(ア) 賞与（短期業績連動報酬）

当社の取締役（社外を除く）・執行役員に対する報酬として、固定報酬とは別に、業績に連動した報酬として、その算定方法の透明性を確保することで会社業績の一層の向上を目指すことを目的として、当社の当期純利益に連動する賞与を支給しております。当該指標（当期純利益）を選択した理由は、企業価値の向上や株主価値との共有の観点から最も適していると考えたためであります。なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項」の「3. 財産及び損益の状況」（42頁）に記載のとおりであります。

2020年3月期以降の各取締役（社外を除く）の支給額の算定方法は、以下のとおりであります。

a 支給総額

賞与の支給総額は、1億50百万円を上限に当社の当期純利益に1.8%を乗じた額（百万円未満は切り捨て）とする。

b 支給条件

以下のいずれも満たした場合に支給する。

- ・連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも利益を計上していること
- ・期末配当を実施していること

c 配分方法

各取締役への配分額は、支給総額に取締役会長1.5、取締役副会長1.35、取締役社長執行役員1.5、取締役副社長執行役員1.15、取締役専務執行役員1.05、取締役常務執行役員0.85、取締役上席執行役員0.725、取締役執行役員0.65の役位別係数を乗じ、全取締役の係数の合計で除した金額とする。ただし、代表権者以外は、そのうち一定割合（6分の5）について、個人の目標達成度に応じ0%～250%の範囲で変動する。

(イ) 株式報酬（中長期業績連動報酬）

2020年3月期より、取締役（社外を除く）・執行役員に対して支給する株式報酬は、報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役位に応じた「固定ポイント」のほか経営指標として掲げる係数目標（時価総額等）の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与します。なお、当事業年度の係数目標の達成度等に応じた変動率は162.5%であります。

④ 非金銭報酬等の内容

株式報酬の上限等（2019年6月26日定時株主総会。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）です。）

(ア) 当社が拠出する金員の上限

3事業年度ごとに6億19百万円（内訳 取締役（社外を除く）・執行役員6億11百万円、社外取締役8百万円）以内。ただし、当初の2020年3月期から2023年3月期までの4事業年度につき8億24百万円（内訳取締役（社外を除く）・執行役員8億14百万円、社外取締役10百万円）以内。また、2019年6月26日開催の第97回定時株主総会決議における株式報酬型ストックオプションからの移行措置分につき4億64百万円（取締役（社外を除く）・執行役員3億62百万円、社外取締役4百万円、監査役98百万円）以内。

(イ) 役員及び執行役員に交付する株式数（ポイント数）の上限

1事業年度ごとに983,000ポイント（内訳 取締役（社外を除く）・執行役員971,000ポイント、社外取締役12,000ポイント）以内。なお、株式報酬型ストックオプションからの移行措置分につき1,543,000ポイント（内訳 取締役（社外を除く）・執行役員1,206,000ポイント、社外取締役13,000ポイント、監査役324,000ポイント）以内。（原則として1ポイント1株とする。）

(ウ) 交付株式数の算定方法・交付時期等

毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役（社外を除く）・執行役員に対しては、役位に応じた「固定ポイント」と経営指標として掲げる係数目標（時価総額等）の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与し、社外取締役に対して「固定ポイント」を付与する。付与したポイントは毎年累積し、取締役・執行役員の退任時にポイントの累計値に応じて当社株式等の交付等を行う。なお、株式報酬ストックオプションからの移行措置として、役員及び執行役員が未行使の新株予約権については、各役員及び執行役員が権利放棄することを条件に、本制度の開始後遅滞なく、当該新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与し、上記の累積ポイントと併せて（監査役は放棄した新株予約権相当分のみ）各役員及び執行役員の退任時に当社株式等の交付等を行う。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	174 (18)	134 (18)	25 (一)	13 (0)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	34 (21)	34 (21)	— (一)	— (一)	5 (4)

注1：上表には、2023年6月28日開催の第101回定時株主総会終結の時を以って退任した取締役1名、辞任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

注2：業績運動報酬等は、当事業年度に費用計上した金銭で支払う役員賞与額であります。

注3：非金銭報酬等は、報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度である役員報酬BIP信託の当事業年度の費用計上額であります。

⑥ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、所定の手続きを経て、指名・報酬委員会の答申を受け、その内容を尊重して決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 監査役の報酬等の額の決定に関する事項

取締役の職務の執行を監査する機関として独立性を確保する観点から、監査役の報酬については、固定報酬である月例報酬のみ支給しております。各人別の支給額については、株主総会決議の報酬金額の範囲内で、各監査役の協議により決定しております。

6. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係
該当事項はありません。

④ 各社外役員の主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
取 締 役	田 中 秀 和	取締役会への出席状況：開催数21回 出席数21回（出席率100.0%） 他に経営会議、執行役員会及びコンプライアンス委員会に出席し、大手証券会社での実務経験や事業会社経営の経験の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の取締役、監査役及び執行役員の人事や評価及び報酬などを取締役会の諮問機関として審議する指名・報酬委員会の委員長を務め、独立した客観的立場から会社の業績等への貢献度を評価・人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取 締 役	佐 藤 義 雄	取締役会への出席状況：開催数21回 出席数20回（出席率95.2%） 他に経営会議、執行役員会及びコンプライアンス委員会に出席し、大手金融機関での長年の豊富な経験と知識を有し、また、社長・会長の就任歴で培われた経営に関する経験と知識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の取締役、監査役及び執行役員の人事や評価及び報酬などを取締役会の諮問機関として審議する指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等への貢献度を評価・人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取 締 役	石 田 恵 美	取締役会への出席状況：開催数21回 出席数21回（出席率100.0%） 他に経営会議、執行役員会及びコンプライアンス委員会に出席し、弁護士・公認会計士・税理士実務における高度な専門知識を有し、金融機関や事業会社での社外取締役や監査役の経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の取締役、監査役及び執行役員の人事や評価及び報酬などを取締役会の諮問機関として審議する指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等への貢献度を評価・人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
常勤監査役	伊 藤 逸 朗	取締役会への出席状況：開催数21回 出席数21回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数14回 出席数14回（出席率100.0%） 取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。
監 査 役	木 村 祭 氏	取締役会への出席状況：開催数21回 出席数21回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数14回 出席数14回（出席率100.0%） 取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。
監 査 役	荒 木 裕 三	取締役会への出席状況：開催数16回 出席数16回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数10回 出席数10回（出席率100.0%） 取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。

注1：取締役会開催数に書面決議（3回）は含まれおりません。

注2：監査役荒木裕三氏の取締役会及び監査役会への出席状況につきましては、2023年6月28日の就任後に開催されたものであります。

5 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任 あづさ監査法人

2. 当該事業年度中に辞任した、または解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

7. 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	42百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容 顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務	2百万円
③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

注1：監査役会は、監査役会が定める判断基準に基づき、会計監査人の報酬見積もりの算出根拠や考え方を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

注2：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

注3：当社の子会社である東洋証券亞洲有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

8. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、取締役会において、当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制等の整備について、次のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- ② 取締役および使用人の基本的な行動規範として、「綱領」、「経営理念」、「倫理方針」および「行動指針」を定めるほか、コンプライアンス体制および業務に係る社内規程等を整備し、必要な教育を行う。
- ③ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制整備に資するため、コンプライアンス委員会を設置し、活動内容を取締役会および監査役会に定期的に報告する。
- ④ コンプライアンスに係る内部通報制度を整備し、自由に通報や相談ができる仕組みを構築する。
- ⑤ 使用人の法令および定款等違反行為の処分については、公正委員会の具申を経て、経営会議で決定する。
- ⑥ 監査部および検査部は、各部室店の日常的な活動状況の監査を実施する。
- ⑦ 監査部、リスク管理室、営業考查部および検査部は、平素より連携し、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無を調査し、改善策を検討する。
- ⑧ 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」および「情報管理基本規程」等を定め、適切に保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理（以下「リスク管理」という。）を経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- ② 「リスク管理規則」においてリスク管理を体系的に定め、あらかじめ具体的なリスクを想定および分類し、個々のリスクにつき特定、計測、コントロールおよびモニタリングを行う。
- ③ リスク管理に関する統括部署として、リスク管理室を設置し、リスク管理の充実に努め、リスク管理に関する事項を取締役会および監査役会に定期的に報告する。
- ④ 総務部は、緊急時事業継続体制に係る社内規程を定め、有事の際の迅速かつ適切な意思決定・指揮命令体制および情報伝達体制を整備する。
- ⑤ 監査部は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その状況を取締役会および監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、経営の効率化を図り、取締役の監督機能を強化する。
- ② 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ③ 取締役会の定める基本方針に基づいて、重要事項に関し協議上申するため、経営会議を設置する。経営会議は、原則毎月2回開催する。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「綱領」、「倫理方針」、「利益相反管理方針」および「反社会的勢力に対する基本方針」を共有化し、コンプライアンスや情報セキュリティーなどの理念の統一を図る。
- ② 「関係会社の管理に関する規程」等を定め、経営企画部が子会社の事業の総括的な管理を行う。
- ③ 「関係会社の管理に関する規程」を定め、子会社の取締役の職務の執行に係る事項等について報告を求める。
- ④ 当社の経理部門から、重要な子会社の取締役または監査役を選任し、会計の状況を監督する。
- ⑤ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社と業務委託契約等を締結し、子会社に対し人事管理業務やシステム関連業務等の間接業務を提供する。
- ⑥ 「リスク管理規則」を定め、当社および子会社を一体としたリスク管理を行う。
- ⑦ グループ内通報制度を設置し、グループ内の従業員等から監査部への通報を可能とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用者（以下「職務補助者」という。）は、監査部に属する使用者とする。
- ② 取締役は、職務補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないよう配慮する。
- ③ 職務補助者の人事異動、人事評価および懲戒処分には、監査役会の同意を得る。

7. 当社および子会社からなる企業集団の取締役及び使用者が監査役に報告するための体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役が、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席できる体制を整備し、また、取締役および使用者は重要な議事録、内部監査の報告書および稟議書等を監査役に回付する。
- ② 取締役および使用者は、必要に応じ定期的または適宜監査役会に出席し、監査役より要請のある事項について報告する。
- ③ 監査役への報告を行ったグループ内の取締役および使用者に対し、不利な取扱いを行ってはならない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

会社法第388条を遵守し、支払い手続きは「経理規則」等に準じて支弁する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役の職務の執行のための必要な体制の整備に努める。
- ② 監査役会は、取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

10. 財務報告の適正を確保するための体制

- ① 財務諸表の作成にあたり、業務分担と責任部署を明確化する。
- ② 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財務諸表を作成する。
- ③ 財務諸表等の適正性を確認するため、情報開示委員会を設置する。
- ④ 情報開示委員会は、財務諸表等が適正に作成されているかを確認し、その結果を取締役会に報告する。
- ⑤ 取締役および監査役は、会計監査人による財務諸表等の記載内容に関する指摘事項を確認する。

7 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

1. 当社及び子会社におけるコンプライアンス及びリスク管理について

- ① 当社は、「綱領」、「経営理念」、「倫理方針」及び「行動指針」を定め、コンプライアンスハンドブックに収録してグループ内の役職員に配布するとともに、社内イントラネットに掲載し周知しております。
- ② コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する課題の審議や対応策などの検討を行い、その要旨について取締役会及び監査役会に報告しております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を11回開催しております。
- ③ 当社は、社内の不正・違反行為に対する相互牽制の実効性確保及びその早期発見の観点からコンプライアンスホットラインを設け、グループ内の従業員等から自由に通報や相談ができる仕組みを構築しております。また、通報者に対し不利な扱いをしないことを定めております。
- ④ 監査部、リスク管理室、営業考査部及び検査部は、平素より連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査し、改善策を検討しております。
- ⑤ 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」及び「反社会的勢力対応マニュアル」等を整備しております。これらの方針等に基づき、営業店は、新規顧客の口座開設の際、インターネットサイト及び基幹システムの検索処理により反社会的勢力でないことを確認後、新規口座開設業務の委託先会社において反社会的勢力チェックを行っております。
- ⑥ 当社は、「文書管理規程」及び「情報管理基本規程」等に基づき、取締役の職務の執行に係る文書その他情報については、正式文書又は情報資産として取扱い、適切に保存及び管理を行っております。
- ⑦ リスク管理室は、「リスク管理規則」に則り、市場リスク等のあらかじめ想定される当社グループの具体的なリスクについて日常的にモニタリングを行い、定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。
- ⑧ 当社は、事業継続計画の実効性を確保するため改善すべき事項を検証し、必要に応じて規則・規程およびマニュアルを見直し体制整備を行っております。
- ⑨ 当社は、「取締役会規則」及び「関係会社の管理に関する規程」に基づき、経営企画部は、子会社が重要事項等を行う際には、関係会社に対し事前に報告を求め、その対応に係る当社グループ方針に基づく対応方針の確認や特にグループ経営上重要事項についての当社取締役会への上程手続きなど総括的な管理を行っております。
- ⑩ 当社は、経営企画部管掌役員、担当役員及び部長、監査部及び監査役は、関係会社から月次の業務執行報告その他重要事項の報告を受けております。

2. 取締役の職務執行の効率性の確保について

- ① 執行役員は、取締役会で委譲された権限の範囲内で業務を執行しており、当該業務の執行状況については、取締役会及び執行役員会に報告され、取締役は当該業務執行状況を監督しております。
- ② 取締役会は、「取締役会規則」等に基づき、重要事項を決定するとともに、各部署の業務執行状況の報告を受け監督しております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を21回開催しております。
- ③ 経営会議は、取締役会の定める基本方針に基づき、「経営会議規程」等に定める重要な事項について、取締役社長に具申しております。なお、当事業年度につきましては、経営会議を26回開催しております。

3. 監査役の監査の実効性の確保について

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか経営会議や執行役員会にも出席し、これらの会議の議事録、その他内部監査報告書、稟議書等について自由に閲覧し、取締役及び使用人の職務の執行状況について監査を行うとともに意見がある場合には意見を述べております。
- ② 当事業年度につきましては、監査役会を14回開催しており、うち6回については、取締役が出席し、監査役からの要請事項について報告しております。
- ③ 監査部に属する従業員は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会の事務局運営等に必要な事項を補助しております。

8 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めており、その内容の概要等は以下のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値等を持続的に確保、向上していくことを可能とする者が望ましいと考えております。最終的には当社の株主の皆様の意思に基づき決定されるべきものであると考えております。

当社は、当社グループの企業価値等の源泉は、創業（1916年）以来の「人」と「人」とのつながりを大切にする精神のもと、経営理念として「信頼」、「付加価値」、「得意分野」を掲げ、金融商品取引業を通じて、質の高い金融サービスを展開し、お客様の満足度を高めるとともに、社会に貢献することであると考えております。具体的には、「1. 企業集団の現況に関する事項」の「4. 対処すべき課題」（43頁）に記載のとおり目指すべき将来像として、支店のあるそれぞれの地域に根差し、お客様との対話を重視し、身近で相談しやすい証券会社であること、すなわち、真にお客さま本位（フィデューシャリー・デューティ）の経営で、世代を超えて信頼され、資産運用・資産形成のアドバイザーとして選ばれる「スーパー・リージョナル（地域密着型）・リテール証券会社」であり続けることを中期経営計画において掲げております。そして、その実現に向けた取組み方針として「お客様本位の業務運営に関する方針」を策定し、公表しております。このように、お客様本位の経営を深化させる各種の改革・改善を継続し、お客様満足度を高めるとともに、社会に貢献することによって事業拡大を図るビジネスモデルにより、当社グループの企業価値等の持続的な確保、向上が図られるものと考えております。

このため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、このようなビジネスモデルを実現することを可能とするものが望ましいと考えております。

もっとも、当社は、上場企業として、当社株式の高度の流通性を確保すべき責務を負うものと認識しており、当社株式について大規模買付行為等がなされる場合、このことが当社グループの企業価値等の向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者の中には、不適切な手段により株価をつり上げて高値で株式を会社に引き取らせる行為や、いわゆる焦土化経営等、当社グループの企業価値等に対する明白な侵害をもたらす行為を行い、大規模買付者以外の株主の皆様の株式価値を不当に低下させ、大規模買付者（及びその関係者）の利益のみを追求する者の存在も否定できません。また、大規模買付者の目的が当社グループの企業価値等の侵害であることが必ずしも明白ではない場合であっても、当該大規模買付者の掲げる経営戦略や事業計画の具体性や実現性が極めて乏しいなど、当該大規模買付者の大規模買付行為等により中長期的に見て当社グループの企業価値等を毀損する可能性が非常に高いと認められるケースも考えられます。特に、当社のような金融商品取引業者においては、短期的なROE向上を追求するあまり目先の収益確保に固執する経営が行われた場合、お客様の資産を毀損することも顧みない業務運営を積極的に推し進める危険があります。このような経営は、金融商品取引業者に求められるフィデューシャリー・デューティに背くとともに、当社の掲げる「お客様本位の業務運営に関する方針」に反するもので、最終的には当社グループの企業価値等を毀損するものと考えております。

当社は、このような当社グループの企業価値等に対する侵害行為を容認することはできません。

かかる認識の下、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、さらに②大規模買付者の提案が当社グループの企業価値等に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方方に立ち、大規模買付者に対しては、当社グループの企業価値等が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するよう要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

イ 中期的経営ビジョン

対面リテール証券会社の経営環境は、人口減少・顧客の高齢化が進む一方で、また、近時は新型コロナウイルスの感染拡大や地政学上のリスクの発生、インフレの進行等により、金融市場におけるアドバイスの個人の資産運用ニーズも益々高まっており、ビジネスチャンスも広がっております。

このような環境下、当社は、2020年4月より外部機関の意見も踏まえ、第六次中期経営計画「もっとずっと…ともに TO YOU」をスタートさせました。目指すべき将来像として、世代を超えて信頼され、資産運用・資産形成のアドバイザーとして選ばれる「スーパー・リージョナル（地域密着型）・リテール証券会社」を掲げ、お客さまロイヤルティを追求した営業スタイル改革により、これまで以上に「お客さま本位」の経営で顧客基盤を拡充し、持続的な成長モデルへの進化を目指します。

□ 戰略骨子・施策概要

第六次中期経営計画では、お客さまごとにカスタマイズした営業スタイル改革を実現し、お客さまのロイヤルティ向上につなげ、持続的成長が可能なビジネスモデルの確立を目指してまいります。また、働き甲斐のある職場環境や人事評価などにより従業員満足度を上げ、質の高い顧客サービスの実現につなげてまいります。

<基本方針>

- ・「もっと」これまで以上にお客さまから信頼され、「もっと」頼りにされる存在に
- ・「ずっと」次世代までも末永く
- ・「ともに」お客さま、ご家族さま、地域の方々と「ともに」歩む存在に

<重点施策>

- ・お客さまへの付加価値提供
付加価値戦略…お客さまニーズの把握、ニーズに合った付加価値提案など
- ・お客さまとの接点の多様化
チャネル戦略…マルチチャネルの活用、地域特性を踏まえた営業店体制、IFA事業の展開など
- ・組織・人材基盤の強化
業務戦略…営業店・本社の効率化、顧客対応時間の捻出、コスト効率化など
組織戦略…本社の支援機能強化・再構築配置・不動産賃貸業の開始
人材戦略…業績評価・人事評価・人材育成・人材配置など

ハ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、投資家と金融商品取引市場を仲介する金融商品取引業者としての社会的責任を常に認識し、企業価値の増大・最大化を通じてステークホルダーの満足度を高めることを目指すとともに、法令遵守の徹底、経営の健全性と透明性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を整備しております。この考え方方に基づき、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」に定めております。

当社の取締役会は、取締役8名（男性7名・女性1名、うち独立社外取締役3名）で構成され、経営の意思決定機関として法令又は定款に定める事項及び重要な経営判断を要する事項について決議とともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、役員の選解任等及び報酬の決定過程における透明性・公正性・客觀性を確保すべく、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

更なる企業価値向上を目指し、当社は、取締役（国外居住者を除く）及び執行役員（国外居住者を除く）（以下「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役員株式報酬制度を2019年11月1日より導入しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社取締役会は、Be Brave株式会社（以下「Be Brave」といいます。）、UGSアセットマネジメント株式会社（以下「UGSアセットマネジメント」といいます。）及び有限会社キャピタル・マネジメント（以下「キャピタル・マネジメント」といいます。）が、ほぼ同時期に当社株式を急速かつ大量に買い集めている状況を踏まえ（以上の当社株式の大量買集めを、以下、まとめて「本株式買集め」と総称します。）、当社グループの中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益（以下「当社グループの企業価値等」といいます。）を確保する観点から、2023年5月19日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、①Be Brave、UGSアセットマネジメント及びキャピタル・マネジメントによる本株式買集め並びに②本株式買集めが継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の当社株式の大規模買付行為等への対応策（以下「本対応方針」といいます。）を導入致しました。その概要は以下のとおりです。

イ 対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- i 特定株主グループの議決権割合を20%以上とする目的とする当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）、
- ii 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、又は
- iii 上記i又はiiに規定される各行為の実施の有無に拘らず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本iiiにおいて同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

を意味し（いざれも事前に当社取締役会が同意したものと除きます。）、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

また、本対応方針においては、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記iiiに掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記i若しくはiiに掲げる買付行為（疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに上記iiiに掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」と取り扱うこととしております。

この点、当社取締役会は、2023年12月11日付け「当社株式の大規模買付行為等への対応方針に関するBe Brave、UGSアセットマネジメント、キャピタル・マネジメント及びエピック・グループ間の共同協調関係の認定についてのお知らせ」で公表したとおり、Be Brave、UGSアセットマネジメント、キャピタル・マネジメント及び株式会社エピック・グループ（以下「エピック・グループ」といい、Be Brave、UGSアセットマネジメント、キャピタル・マネジメント及びエピック・グループを総称して「Be Braveら」といいます。）が、本対応方針プレスの公表時点において、上記「大規模買付行為等」の定義のうちiiiに掲げる行為により「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」を樹立していたと判断致しました。

したがって、Be Braveらは、本対応方針導入の公表時点において、当社株券等についての株券等保有割合の合計が20%以上であったことから、本対応方針における「大規模買付者」に該当します。そして、今後、Be Braveらが、上記「大規模買付行為等」の定義のうち、新たにi若しくはiiに掲げる買付行為（疑惑を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）又は新たにiiiに掲げる他の株主との間で行う行為を行う場合には、当該行為は本対応方針における「大規模買付行為等」と取り扱われることとなり、Be Braveらは、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。仮にBe Braveらが本対応方針に定める手続を遵守せずに「大規模買付行為等」を実行しようとする場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動することが可能となります。

□ 対抗措置の発動に至るまでの手続

本対応方針は、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明する機会の確保を目的としたものであるところ、当社の株主意思確認総会を開催するまでには、一定の期間を要します。また、本対応方針は、株主の皆様が当該大規模買付行為等の是非を熟慮される前提として、大規模買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮するために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大規模買付者から大規模買付行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様の熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経ることができるよう、大規模買付者には、本対応方針に定める以下の手続に従っていただくものとします。

i 大規模買付行為等趣旨説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為等を開始する60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。

大規模買付行為等趣旨説明書には、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び様等に応じて、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

ii 情報提供

当社は、大規模買付者に対して、当社取締役会が大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から5営業日以内（初日は算入されないものとします。以下同じです。）に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる一定の情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断されるために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求める（かかる判断に当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

iii 取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日以内で当社取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記 ii の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等趣旨説明書の受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。

大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結後）にのみ開始されるべきものとします。

iv 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において、大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、大規模買付行為等趣旨説明書受領後60営業日以内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。当該株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することができます。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。

株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくことになります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し適時・適切に開示します。また、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

Ⅴ 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認された場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、対抗措置（差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当）を発動します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

但し、大規模買付者が上記 i から iii までに記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮するために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできません。従って、かかる場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、対抗措置を発動します。当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するに当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社グループの企業価値等の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮するために要する時間を確保するための枠組みとして、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、本対応方針を決定致しております。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社グループの企業価値等の最大化に資するものであると考えております。したがって、本対応方針は、当社の基本方針に沿うものです。

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の内容、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日の改訂後のもの)の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものであり、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足しております。さらに、当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、原則として株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様の意思を反映することとしていることから、株主意思を最大限尊重するものであり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。また、当社は、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立委員会の勧告を受けるものとしており、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしております。さらに、本対応方針は、株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。したがって、本対応方針は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

注：本事業報告中の記載金額（または数値）は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	60,798	流 動 負 債	32,330
現 金 ・ 預 金	25,159	ト レ ー デ イ ン グ 商 品	0
預 託 金	21,892	デ リ バ テ ィ ブ 取 引	0
ト レ ー デ イ ン グ 商 品	468	信 用 取 引 負 債	1,925
商 品 有 価 証 券 等	468	信 用 取 引 借 入 金	724
約 定 見 返 勘 定	1,340	信 用 取 引 証 券 受 入 金	1,200
信 用 取 引 資 産	11,063	有 価 証 券 担 保 借 入 金	1,136
信 用 取 引 貸 付 金	10,438	有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入 金	1,136
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	624	預 金	21,973
立 替 金	56	受 入 保 証 金	1,971
短 期 差 入 保 証 金	0	短 期 借 入 金	3,650
短 期 貸 付 金	39	リース 債 務	3
未 収 収 益	527	未 払 法 人 税 等	261
そ の 他 の 流 動 資 産	253	賞 与 引 当 金	520
貸 倒 引 当 金	△3	そ の 他 の 流 動 負 債	887
固 定 資 産	19,952	固 定 負 債	8,927
有 形 固 定 資 産	2,649	長 期 借 入 金	4,500
建 物	972	リース 債 務	0
器 具 備	259	繰 延 税 金 負 債	3,826
土 地	1,416	役 員 株 式 紹 付 引 当 金	209
リース 資 産	1	資 産 除 去 債 務	290
無 形 固 定 資 産	43	そ の 他 の 固 定 負 債	101
ソ フ ト ウ ア ル	37	特別法上の準備金	86
そ の 他	6	金融商品取引責任準備金	86
投 資 そ の 他 の 資 産	17,259	(金融商品取引法第46条の5)	
投 資 有 価 証 券	11,144	負 債 合 計	41,345
長 期 差 入 保 証 金	1,717	(純 資 産 の 部)	
長 期 前 払 費 用	52	株 主 資 本	32,410
退 職 給 付 に 係 る 資 産	4,239	資 本 本 金	13,494
繰 延 税 金 資 産	18	資 本 剰 余 金	9,650
そ の 他	217	利 益 剰 余 金	11,187
貸 倒 引 当 金	△131	自 己 株 式	△1,922
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	6,994
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,984
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△68
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,078
資 产 合 計	80,750	純 資 産 合 計	39,404
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	80,750

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
営 業 収 益		12,023
受 入 手 数 料	9,497	
ト レ 一 デ ィ ン グ 損 益	1,922	
金 融 収 益	533	
そ の 他 の 営 業 収 益	70	
金 融 費 用		116
そ の 他 の 営 業 費 用		113
純 営 業 収 益		11,793
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		10,640
取 引 関 係 費	1,398	
人 事 件 費	5,505	
不 動 産 関 係 費	1,351	
事 務 費	1,914	
減 値 償 却 費	87	
租 税 公 課 費	226	
貸 倒 引 当 金 繰 入 他	△2	
そ の 他	160	
営 業 利 益		1,153
営 業 外 収 益		321
営 業 外 費 用		37
經 常 利 益		1,437
特 別 利 益		117
投 資 有 債 証 券 売 却 益	117	
特 別 損 失		51
投 資 有 債 証 券 売 却 損	44	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	7	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,502
法 人 税 等		197
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	235	
法 人 税 等 調 整 額	△37	
当 期 純 利 益		1,305
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		－
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,305

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

東洋証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田和男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋証券株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	53,883	流 動 負 債	26,527
現 金 ・ 預 金	23,986	ト レ ー デ イ ン グ 商 品	0
預 託	16,163	デ リ バ テ ィ ブ 取 引	0
ト レ ー デ イ ン グ 商 品	468	信 用 取 引 負 債	1,925
商 品 有 価 証 券 等	468	信 用 取 引 借 入 金	724
約 定 見 返 勘 定 産	1,340	信 用 取 引 貸 付 金	1,200
信 用 取 引 資 产	11,063	有 価 証 券 担 保 借 入 金	1,136
信 用 取 引 貸 付 金	10,438	有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入 金	1,136
信 用 取 引 借 保 金	624	預 受 入 保 借 証 金	16,257
立 替 金	39	入 期 一 法 人 税	1,971
短 期 差 入 保 証	0	未 払 与 引 当 金	3,650
短 期 貸 付 金	39	そ の 他 の 流 動 負 債	3
未 収 収 益	522	固 定 負 債	8,419
そ の 他 の 流 動 資 产	263	長 期 借 入 金	4,500
貸 倒 引 当 金	△3	一 次 借 入 金	0
固 定 資 产	19,683	繰 延 税 金	3,350
有 形 固 定 資 产	2,616	役 員 株 式 紙 付 引 当 金	209
建 器 具 備	972	資 产 除 去 債 务	265
土 地	225	そ の 他 の 固 定 負 債	94
リ 一 ス 資 产	1,416	特 別 法 上 の 準 備 金	86
無 形 固 定 資 产	1	金 融 商品 取 引 責 任 準 備 金	86
ソ フ ト ウ ウ ェ	41	(金融商品取引法第46条の5)	
そ の 他	35	負 債 合 計	35,033
投 資 そ の 他 の 資 产	17,026	(純 資 产 の 部)	
投 資 有 価 証 券	11,230	株 主 資 本	32,548
関 係 会 社 株 式	1,288	資 本 余 金	13,494
長 期 差 入 保 証	1,682	資 本 準 備 金	9,650
長 期 前 払 費 用	52	利 益 余 金	9,650
前 扒 年 金	2,685	そ の 他 利 益 余 金	11,325
そ の 他	217	利 益 累 積 金	11,325
貸 倒 引 当 金	△131	利 益 越 立 金	9,000
資 产 合 計	73,567	自 己 株 式	2,325
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,922
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,984
		純 資 产 合 計	5,984
		負 債 ・ 純 資 产 合 計	38,533
			73,567

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営 業 収 益					11,850
受 入 手 数 料				9,375	
ト レ 一 デ ィ ン グ 損 益				1,922	
金 融 収 益				482	
そ の 他 の 営 業 収 益				70	
金 融 費 用					111
純 営 業 収 益					11,738
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費					10,427
取 引 関 係 費				1,320	
人 件 費				5,363	
不 動 産 関 係 費				1,286	
事 務 費				1,925	
減 價 償 却 費				135	
租 税 公 課 費				241	
貸 倒 引 当 金 繰 入 れ				△2	
そ の 他				157	
営 業 利 益					1,311
営 業 外 収 益					307
営 業 外 費 用					31
経 常 利 益					1,586
特 別 利 益					117
投 資 有 價 証 券 売 却 益				117	
特 別 損 失					51
投 資 有 價 証 券 売 却 損				44	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ				7	
税 引 前 当 期 純 利 益					1,652
法 人 税 等					197
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				235	
法 人 税 等 調 整 額				△37	
当 期 純 利 益					1,455

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

東洋証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田和男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋証券株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿つたものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

東洋証券株式会社 監査役会

常勤監査役	村	山	敏	康	印
常勤監査役（社外監査役）	伊	藤	逸	朗	印
監査役（社外監査役）	木	村	祭	氏	印
監査役（社外監査役）	荒	木	裕	三	印

以上

メモ

メモ

〈ご参考〉

株主のみなさまと東洋証券

東洋証券の利益還元方針について

当社は、株主のみなさまに対する利益の還元を経営上重要な施策の1つとして位置付けております。

利益配分の基本方針について

業績と株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案し、年1回の取締役会決議による剰余金の配当や機動的な自己株式の取得により、株主のみなさまに利益の還元を実施いたします。

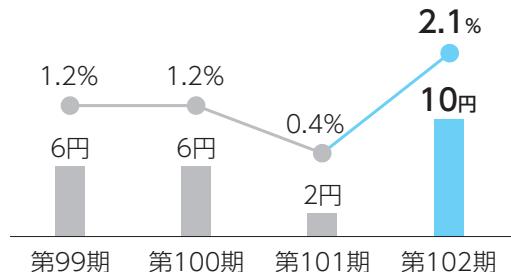
剰余金の配当について

60%

連結ベースの配当性向を60%以上とするとともに、分配可能額に占める割合も指標とすることで継続的に配当を行えるよう配慮しております。

配当金の推移

■ 1株当たり配当金推移
● 純資産配当率（連結）



IRカレンダー

2024年



特別口座の

Q&A

Q1 特別口座とは何ですか？

A1

特別口座とは、株券電子化実施日までに株券のほふり（証券保管振替機構）への預託がない株主さまのために、当社が三菱UFJ信託銀行に開設した株式管理口座を特別口座といいます。



Q2 特別口座のままだとどうなるのですか？

A2

特別口座の株式は、市場での売買はできません。
なお、単元未満株式の買取・買増請求は可能です。



Q3 単元未満の買取、買増手続きはどのようにすれば良いのですか？

A3

単元未満株式を特別口座でご所有の株主さまは、当社の株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社、フリーダイヤル0120-232-711）までお問い合わせください。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
配当金	3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主さまにお支払いたします。
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日 その他必要がある場合はあらかじめ公告いたします。
株主名簿管理人／特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	公告は電子公告により行います。公告掲載 URL https://www.toyo-sec.co.jp/ ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
上場取引所	東京証券取引所
証券コード	8614

株式に関するお手続きについて（お問合せ窓口）

■ 特別口座の株主さま

(特別口座から証券会社の口座への口座振替申
請、相続、単元未満株式の買取・買増請求 等)

■ 証券会社の口座の株主さま

(住所・氏名変更、配当金受取方法の指定、
単元未満株式の買取・買増請求 等)

■ すべての株主さま

(未受領の配当金のお支払い、郵送物の確認等)

上記の三菱UFJ信託銀行
(特別口座の口座管理機関)

お取引の証券会社

上記の三菱UFJ信託銀行
(株主名簿管理人)

中期経営計画（第六次）「もっと ずっと… ともに TO YOU」（2020年4月～2026年3月）

※2023年10月30日に中期経営計画（第六次）を見直しております。

【将来像】

支店のあるそれぞれの地域において、真にお客さま本位の経営で、世代を超えて信頼され、資産運用・資産形成のアドバイザーとして選ばれる「スーパー・リージョナル（地域密着型）・リテール証券会社」を目指すべき将来像として打ち出しています。

【中期経営計画の骨子】

2020年4月より中期経営計画「もっと ずっと… ともに TO YOU」をスタート

…これまで以上に「お客さま視点」の経営を実現し、お客さまロイヤルティの追求により、顧客基盤の拡充を図る

- 「もっと」これまで以上にお客さまから信頼され、「もっと」頼りにされる存在に
- 「ずっと」次世代までも末永く
- 「ともに」お客さま、ご家族さま、地域の方々と「ともに」歩む存在に

【持続的成長可能なモデルを確立するための収益モデル】

中期経営計画では計画期間の前半に営業スタイル改革を断行するとともに、コスト構造改革により固定費を中心に削減し、損益分岐点を下げていきます。そして、後半で成長ステージに乗せてていきます。

【主な施策】

中期経営計画では、営業スタイル改革を実現し、お客さまの体験価値（CX：カスタマーエクスペリエンス*）向上につなげ、持続的成長が可能なビジネスモデルの確立を目指してまいります。

*CXとは、「Customer Experience」の略。「顧客の体験価値」のことで、お客さまが当社を利用した際の満足度のみならず、その結果としてどのような意向を持ったか（ファン度や愛着度など）を検証するもの。

【中期経営計画見直しの概要】

	当初計画	修正計画
計画期間	2025年3月まで	<u>2026年3月まで</u>
営業収益	130億円	<u>135億円</u>
高ロイヤルティ口座数	(2025年3月期) 2020年3月期比3割増	(2026年3月期) 2020年3月期比3割増
高ロイヤルティ預り資産額伸び率	(毎期) 前期比10%以上	変更なし
CX指標 (「購入意向」、「継続意向」、「推奨意向」)	(毎期) 前期比改善	変更なし
株式投信残高目標（新設）	—	<u>4,170億円</u>
NISA口座数（新設）	—	<u>60,000口座</u>

グループネットワーク

東北

① 仙台支店

〒981-3133
宮城県仙台市泉区泉中央 1-13-4
(022) 371-8104

関東

① 本店営業部

〒104-8678
東京都中央区八丁堀 4-7-1
(03) 5117-1400

② 四谷支店

〒160-0004
東京都新宿区四谷 2-12-5
(03) 3355-1040

③ むさし府中サテライトプラザ

〒183-0027
東京都府中市本町 1-3-20
(042) 367-1040

④ 横浜支店

〒231-0005
神奈川県横浜市中区本町 2-22
(045) 681-3341

⑤ 松戸五香支店

〒270-2261
千葉県松戸市常盤平 5-18-1
(047) 383-2111

⑥ 館山支店

〒294-0045
千葉県館山市北条 1898-2
(0470) 22-2111

⑦ 桐生支店

〒376-0023
群馬県桐生市錦町 2-16-9
(027) 44-4141

⑧ つくば支店

〒305-0033
茨城県つくば市東新井 14-3
(029) 856-1040

⑨ 日立支店

〒316-0003
茨城県日立市多賀町 2-10-11
(0294) 33-1040

東海

① 清水サテライトプラザ

〒424-0015
静岡県静岡市清水区江尻東 2-1-5
(054) 687-1040

② 藤枝支店

〒426-0034
静岡県藤枝市駅前 1-5-21
(054) 641-3211

③ 名古屋支店

〒461-0008
愛知県名古屋市東区武平町 5-1
(052) 855-2525

近畿

① 京都支店

〒600-8411
京都府京都市下京区烏丸通
四条下ル水銀屋町 620
(075) 361-1040

② 奈良支店

〒630-8115
奈良県奈良市大宮町 1-1-32
(0742) 20-1040

③ 大阪支店

〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜 2-6-18
(06) 6226-1040

④ 神戸支店

〒651-0085
兵庫県神戸市中央区八幡通 4-2-14
(078) 252-1040

四国

① 今治支店

〒794-0027
愛媛県今治市南大門町 1-6-16
(0898) 23-1040

② 中村支店

〒787-0012
高知県四万十市右山五町 9-20
(0880) 35-1040

九州

① 福岡支店

〒812-0013
福岡県福岡市博多区博多駅東 1-11-5
(092) 415-1100

海外

上海

上海駐在員事務所
上海市静安区
南京西路1376号
上海商城416室
86-21-6279-8110

香港

東洋証券亞洲有限公司
香港太古城英皇道1111
號23樓2301-02及16室
852-2235-5567



第102回 株主総会会場ご案内図

日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時

会場 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 当社本店 4階会議室

TEL. 03-5117-1040（代表）



交通のご案内

① 東京メトロ日比谷線・JR京葉線「八丁堀駅」A3出口 徒歩1分

② 都営浅草線「宝町駅」A1出口 徒歩5分

③ 東京メトロ銀座線「京橋駅」1番出口 徒歩8分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インクを使用しています。